

制度改正に向けた動向と 加入者のための見える化

2024年11月

(株) オフィス・リベルタス
代表取締役 大江加代

大江加代

確定拠出年金アナリスト (株) オフィス・リベルタス 代表取締役。

大手証券会社にて22年間勤務、一貫して積み立てによる資産形成ビジネスに携わる。確定拠出年金には制度スタート前から関わり、25万人の投資教育も主導。

2012年に独立し、夫ともに株式会社オフィス・リベルタスを設立。企業等での「資産形成」に関するセミナーやシンポジウムで講師を務める他、日経新聞などでコラム執筆も行っている。企業型確定拠出年金の制度運営に熱心な企業の表彰やiDeCoの情報サイト「iDeCoナビ」の運営などを通じて、確定拠出年金制度の健全な発展に貢献する活動を続けている。

著書に「新NISAとiDeCoで資産倍増～人生100年時代のお金の増やし方～」などがある。

公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構 理事
特定非営利活動法人 確定拠出年金教育協会 理事
日本証券業協会 金融・証券教育支援委員会 公益委員
金融経済教育推進機構 運営委員

これまでのDC制度の主な改正

2001年6月 確定拠出年金法の成立（同年10月施行）

2004年10月 拠出限度額の引き上げ（企業型月額3.6万円→4.6万円、個人型1.5万円→1.8万円）

2010年 1月 拠出限度額の引き上げ（企業型月額4.6万円→5.1万円、個人型1.8万円→2.3万円）

2011年 8月 継続投資教育の配慮義務化

2012年 1月 マッチング拠出の導入

2014年 1月 企業型の加入可能年齢を65歳まで引き上げ

2014年10月 拠出限度額の引き上げ（企業型月額5.1万円→5.5万円）

2018年 5月 継続投資教育の努力義務化

運用環境の改善（指定運用方法、運用商品提供の上限設定、2/3同意による商品除外、運営管理機関の業務評価）

2022年 4月 受給開始可能年齢の引き上げ

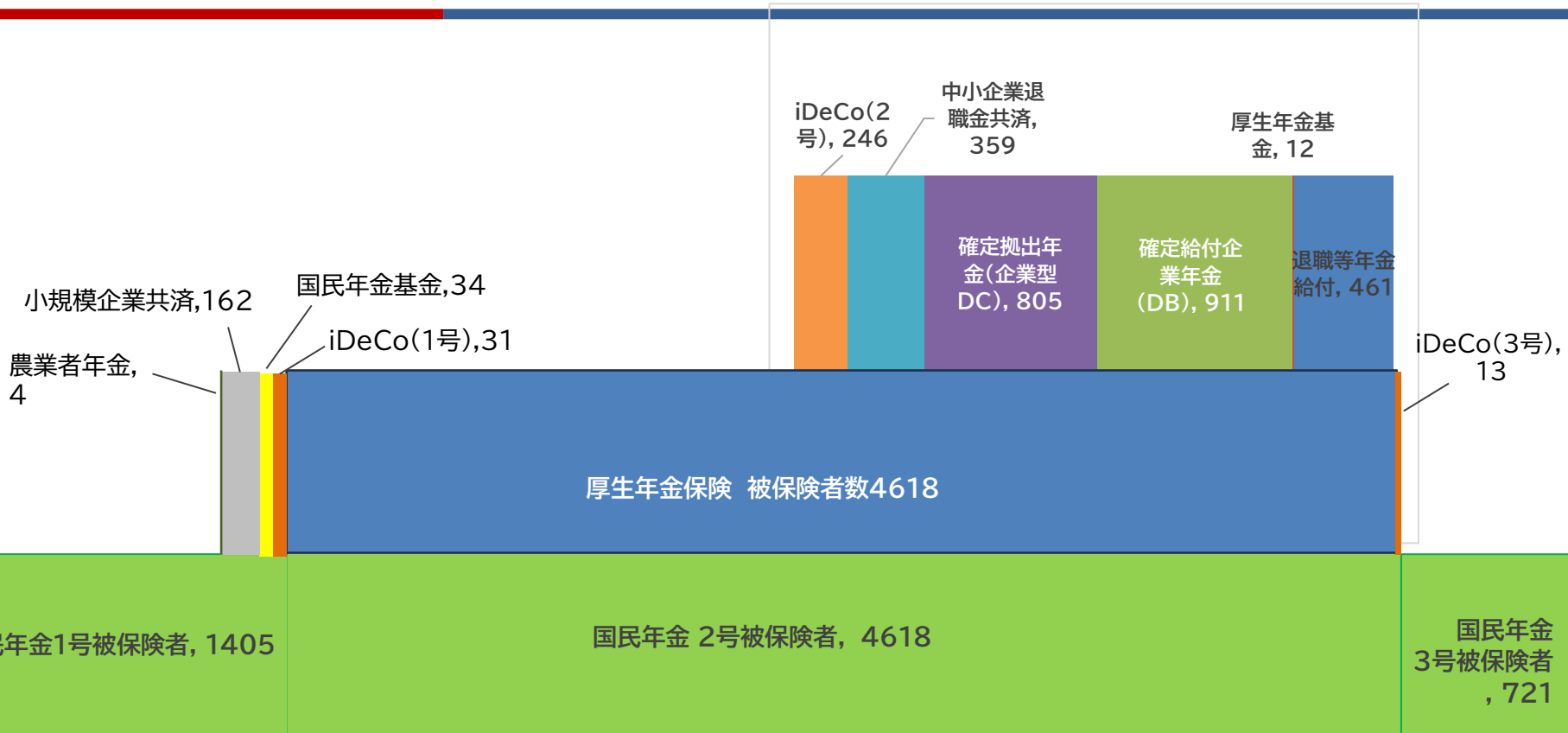
2022年 5月 確定拠出年金の加入における年齢要件の撤廃

脱退一時金要件の緩和（公的年金と平仄を合わせ通算拠出期間を5年以下に）

2022年10月 企業型DC加入者のiDeCo同時加入要件の緩和

2024年12月 DC拠出限度額にDB等他制度掛け金相当額の反映

私的年金に加入しているのは恵まれている



2023年3月末時点、単位は万人

下記の出所データに基づき(株)オフィス・リベルタスにて作成

「令和4年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」厚生労働省 年金局

「確定拠出年金統計資料 2023年3月末」運営管理機関連絡協議会

「企業年金の受託概況」一般社団法人生命保険協会・一般社団法人信託協会・全国共済農業協同組合連合会

「中小企業退職金共済事業 年次統計表(令和4年度)」独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

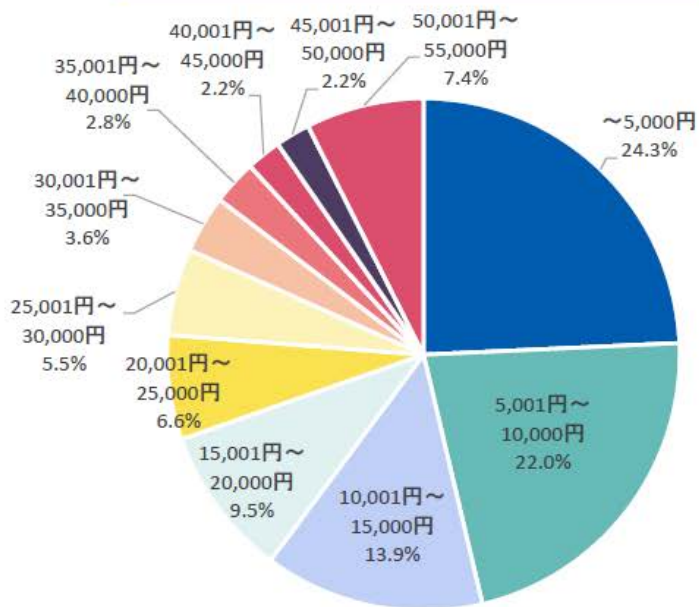
「国民年金基金制度の事業概況 現存加入者数の状況」国民年金基金連合会

「数字で見るのうねん令和4年度(2022年度)」独立行政法人農業者年金基金

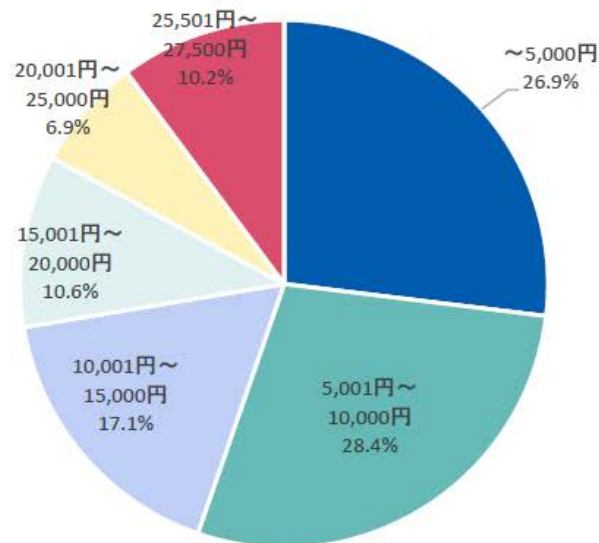
企業型DCの掛金総額別の加入者割合

- 拠出限度額が5.5万円、2.75万円のいずれにおいても、掛金額1万円以下の者が半数程度を占めている。
- 同じく、いずれにおいても拠出限度額上限の区分に属する者も一定割合存在する。

【企業型DCのみ実施している場合】
(n=383.7万人)
拠出限度額 月額5.5万円



【企業型DCと確定給付型を実施している場合】(n=428.1万人)
拠出限度額 月額2.75万円



(出典) 2022 (令和4) 年度確定拠出年金運営管理機関業務報告書を基に厚生労働省作成

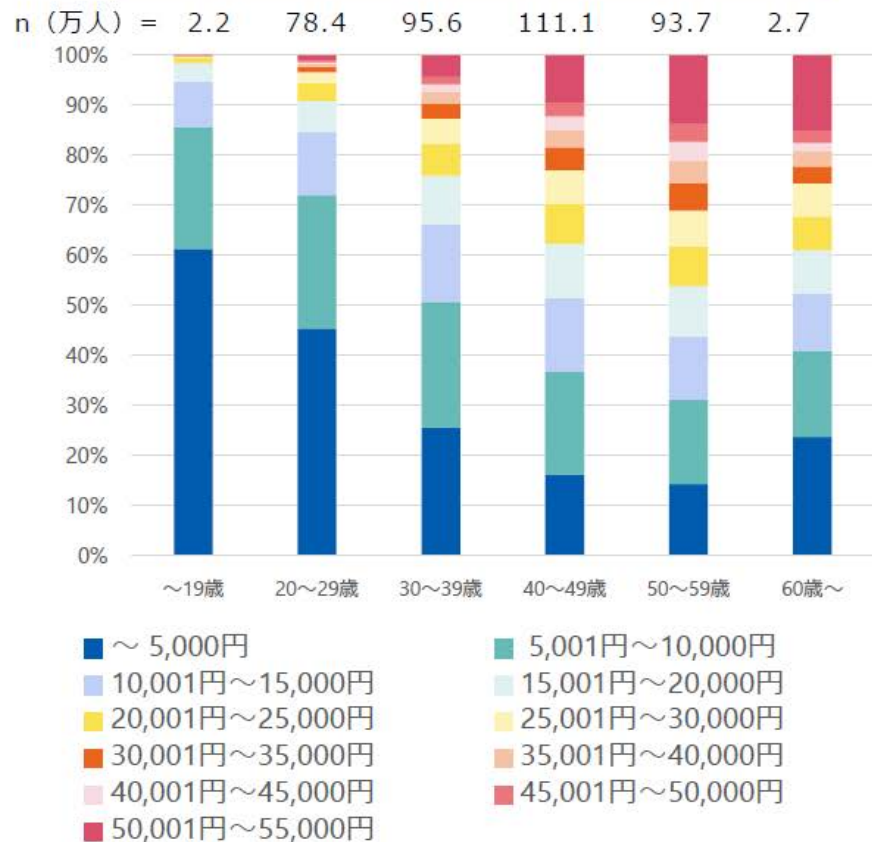
(注) 集計区分は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の作成のために設定されたもの

掛金総額は2021 (令和3) 年12月から2022 (令和4) 年11月に拠出された事業主掛金総額と加入者掛金総額の合計額を加入月数で除した額

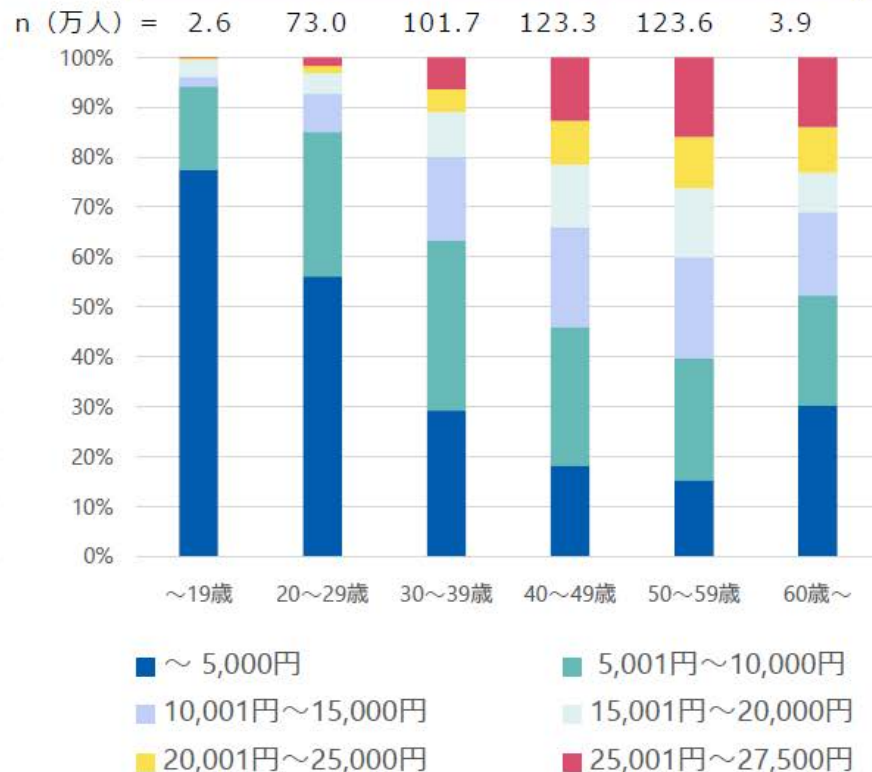
企業型DCの年齢階層別の掛金総額の分布

- 事業主掛金額は企業において勤務年数等によって定められていることが多く、高い年齢階層ほど掛金総額が多い者の割合が高い傾向がある。

企業型DCのみの者 (n = 383.7万人)



企業型DC+DB等の他制度に加入している者 (n = 428.1万人)



(出典) 2022 (令和4) 年度確定拠出年金運営管理機関業務報告書を基に厚生労働省作成

(注) 集計区分は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の作成のために設定されたもの

掛金総額は2021 (令和3) 年12月から2022 (令和4) 年11月に拠出された事業主掛金総額と加入者掛金総額の合計額を加入月数で除した額

出所：第37回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 2024年11月8日 資料2

年代別ひとりあたり資産額

- 30代約100万円、40代約200万円、50代約400万円、60代約450万円の老後資産の運用を行っている。
- 過去10年で、50代、60代の資産額は100万円ほど増えている。
(2013年3月末 50代325万円、60代370万円)

(単位：万円)		2019.3末		2020.3末		2021.3末		2022.3末		2023.3末	
計		1,254,717,483	-	1,358,190,095	-	1,638,017,272	-	1,781,394,567	-	1,882,616,503	-
年代別	～19歳	183,277	0.0%	200,187	0.0%	218,477	0.0%	183,490	0.0%	176,230	0.0%
	20～29歳	28,142,365	2.2%	30,040,766	2.2%	36,846,341	2.2%	40,958,258	2.3%	43,083,085	2.3%
	30～39歳	145,464,885	11.6%	148,557,004	10.9%	181,113,386	11.1%	197,293,484	11.1%	202,671,140	10.8%
	40～49歳	421,010,188	33.6%	439,489,867	32.4%	510,897,809	31.2%	530,128,795	29.8%	532,956,274	28.3%
	50～59歳	569,936,373	45.4%	639,930,365	47.1%	781,907,765	47.7%	859,733,263	48.3%	917,530,796	48.7%
	60歳～	89,980,395	7.2%	99,971,906	7.4%	127,033,494	7.8%	153,097,276	8.6%	186,198,979	9.9%
1人あたり	～19歳	5	-	5	-	5	-	5	-	5	-
	20～29歳	23	-	23	-	27	-	29	-	30	-
	30～39歳	82	-	82	-	97	-	102	-	103	-
	40～49歳	191	-	194	-	224	-	229	-	229	-
	50～59歳	344	-	358	-	408	-	415	-	417	-
	60歳～	419	-	407	-	451	-	463	-	469	-

「1人あたり」は加入者および運用指図者が対象

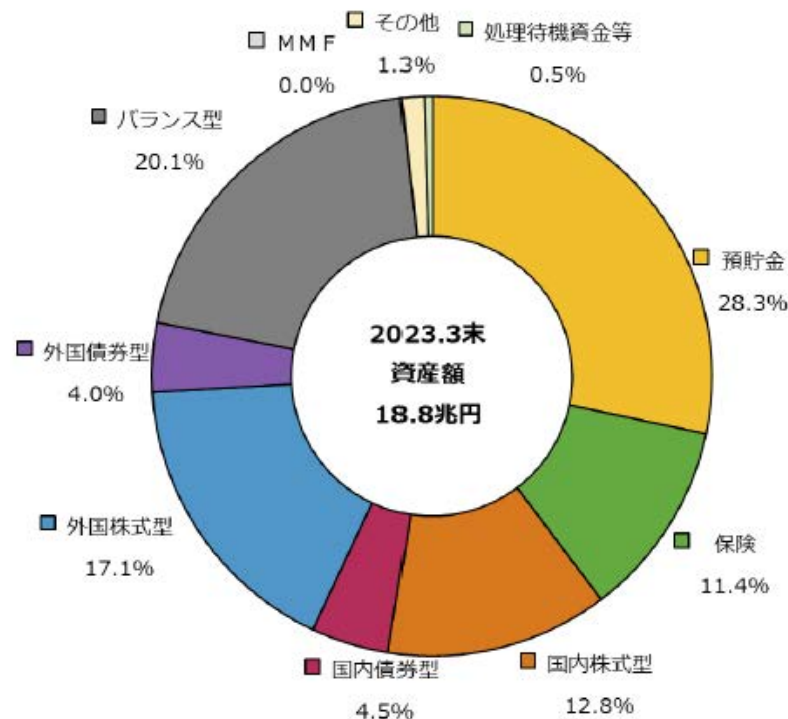
出所：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」2023年3月末

商品選択の状況 ①

元本確保型のみで運用している者の割合

	2020.3末	2021.3末	2022.3末	2023.3末
元本確保型(預貯金・保険)のみで運用している者の割合	34.1%	32.1%	29.1%	26.9%

商品選択割合



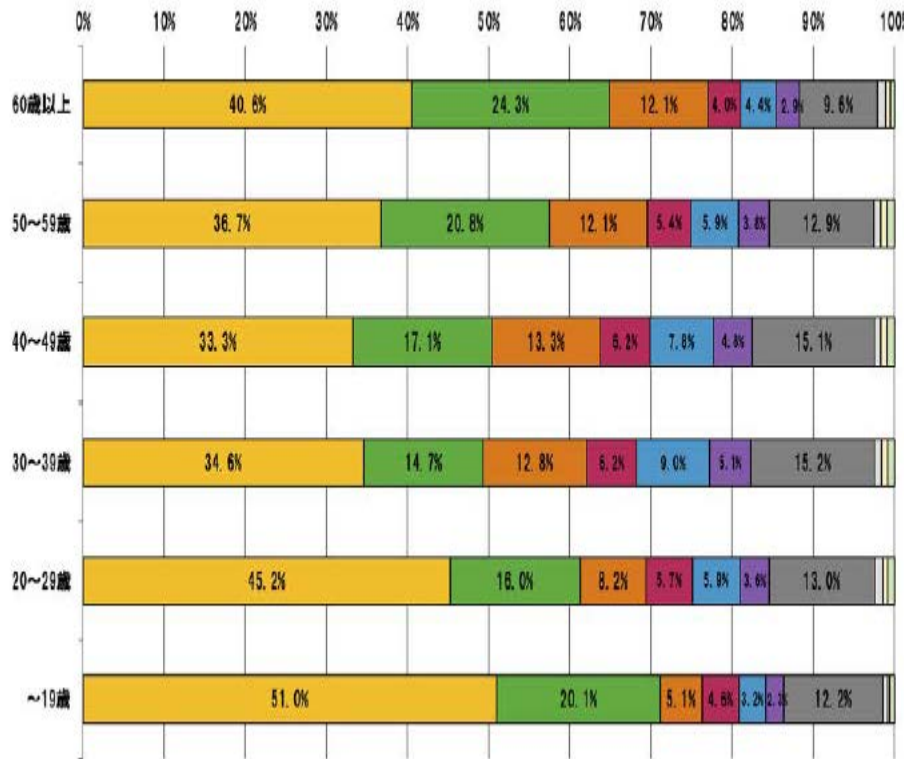
出所：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」2023年3月末

2023年3月末時点

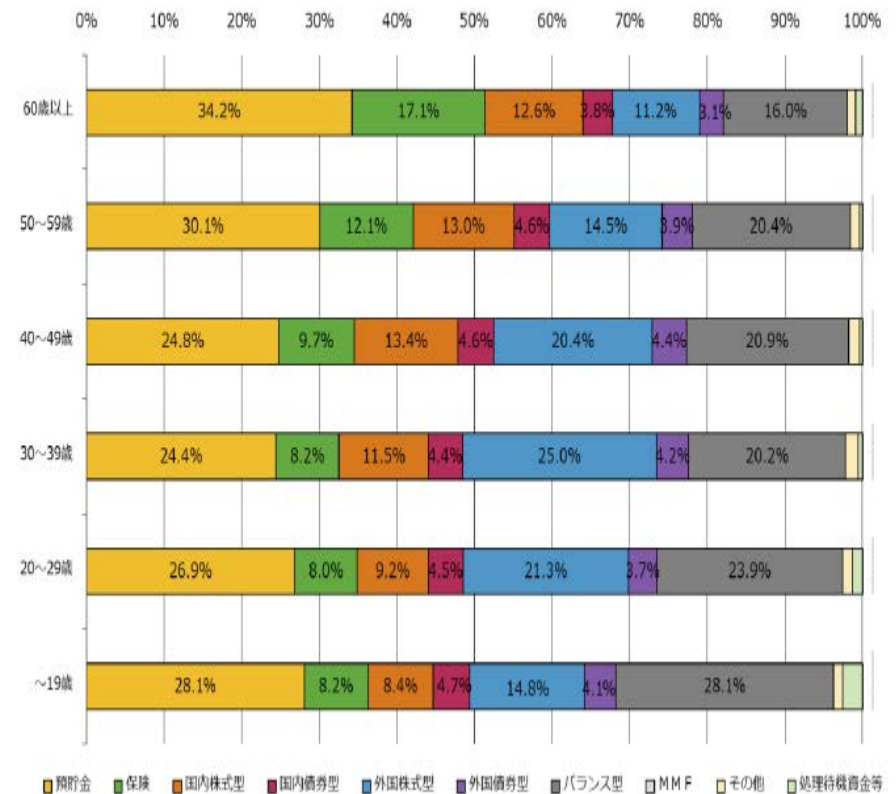
商品選択の状況 ②

- 元本確保型が減り、バランス型や外国株式型の投資信託が増えている。

年代別商品選択割合 (2016.3末)

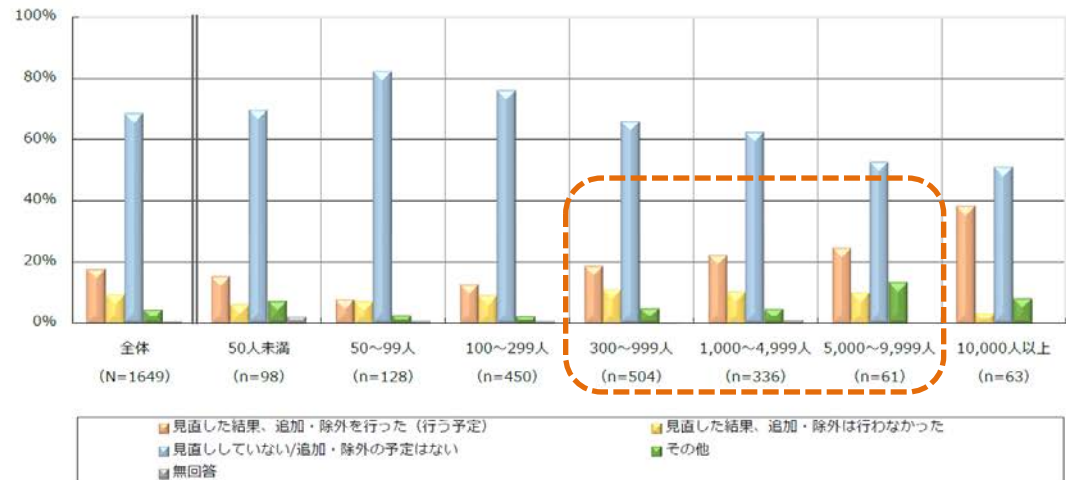
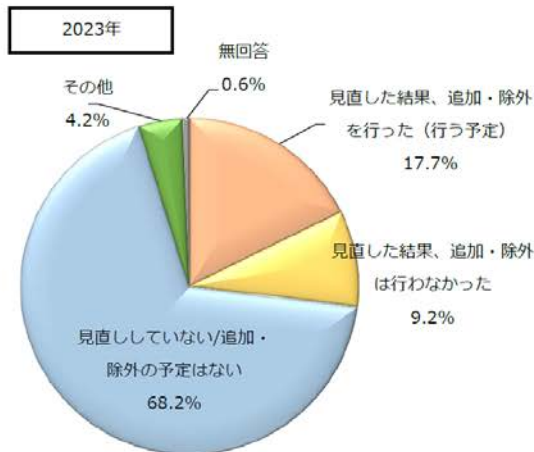
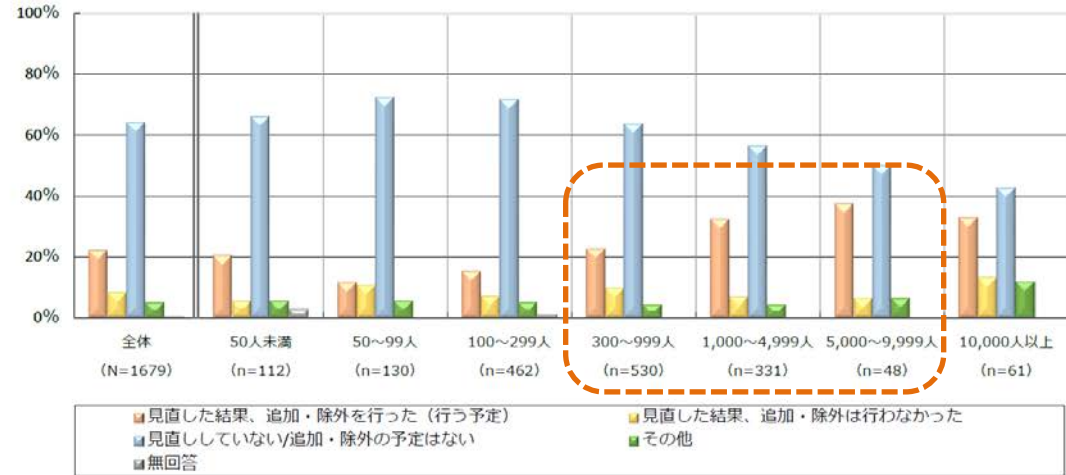
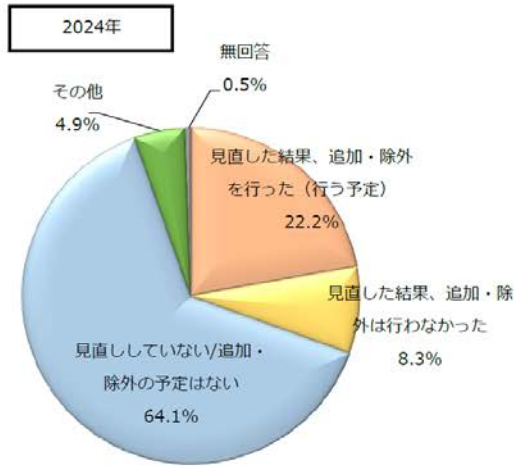


年代別商品選択割合 (2023.3末)



出所：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」2023年3月末と2016年3月末

商品見直しの状況



指定運用方法

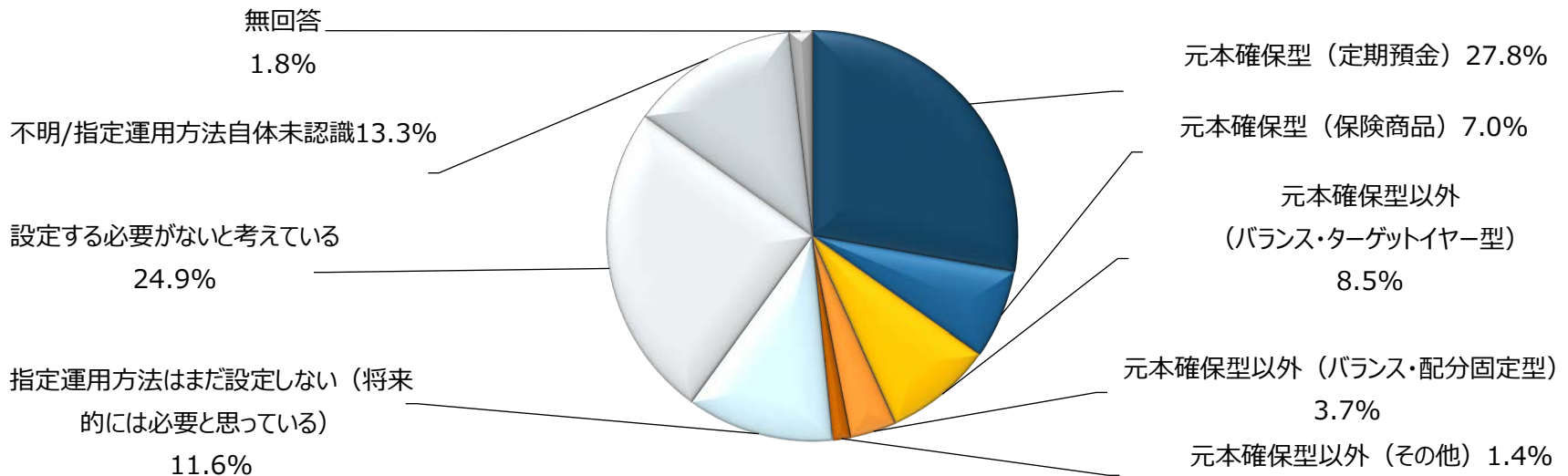
指定運用方法導入状況

(単位：件)	2019.3末	2020.3末	2021.3末	2022.3末	2023.3末
規約数	1,629	2,083	2,361	2,618	2,910
(単位：人)					
適用人数	24,887	170,258	242,988	365,891	521,597

規約数に対して**41.2%**

加入者数に対して**6.4%**

「指定運用方法」は改正確定拠出年金法（2018年5月1日施行分）に定められたものであり、2018.3末以前は存在しない

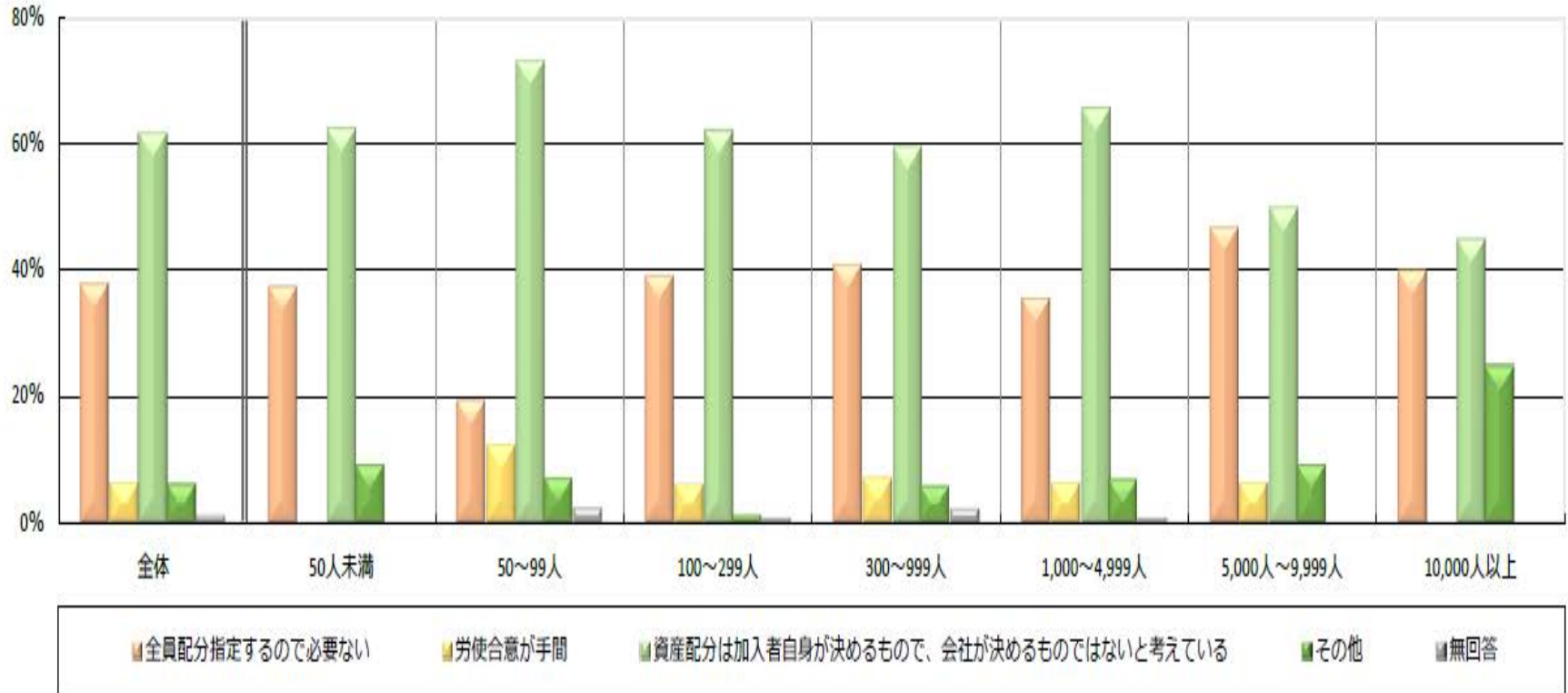


出所：上段 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」2023年3月末

下段 特定非営利活動法人 確定拠出年金教育協会 企業型DC担当者意識調査2023

指定運用法を設定しない理由

※Q5-SQ1で「指定運用方法はまだ設定しない（将来的には必要と思っている）」「設定する必要がないと考えている」を選択した人のみ回答。

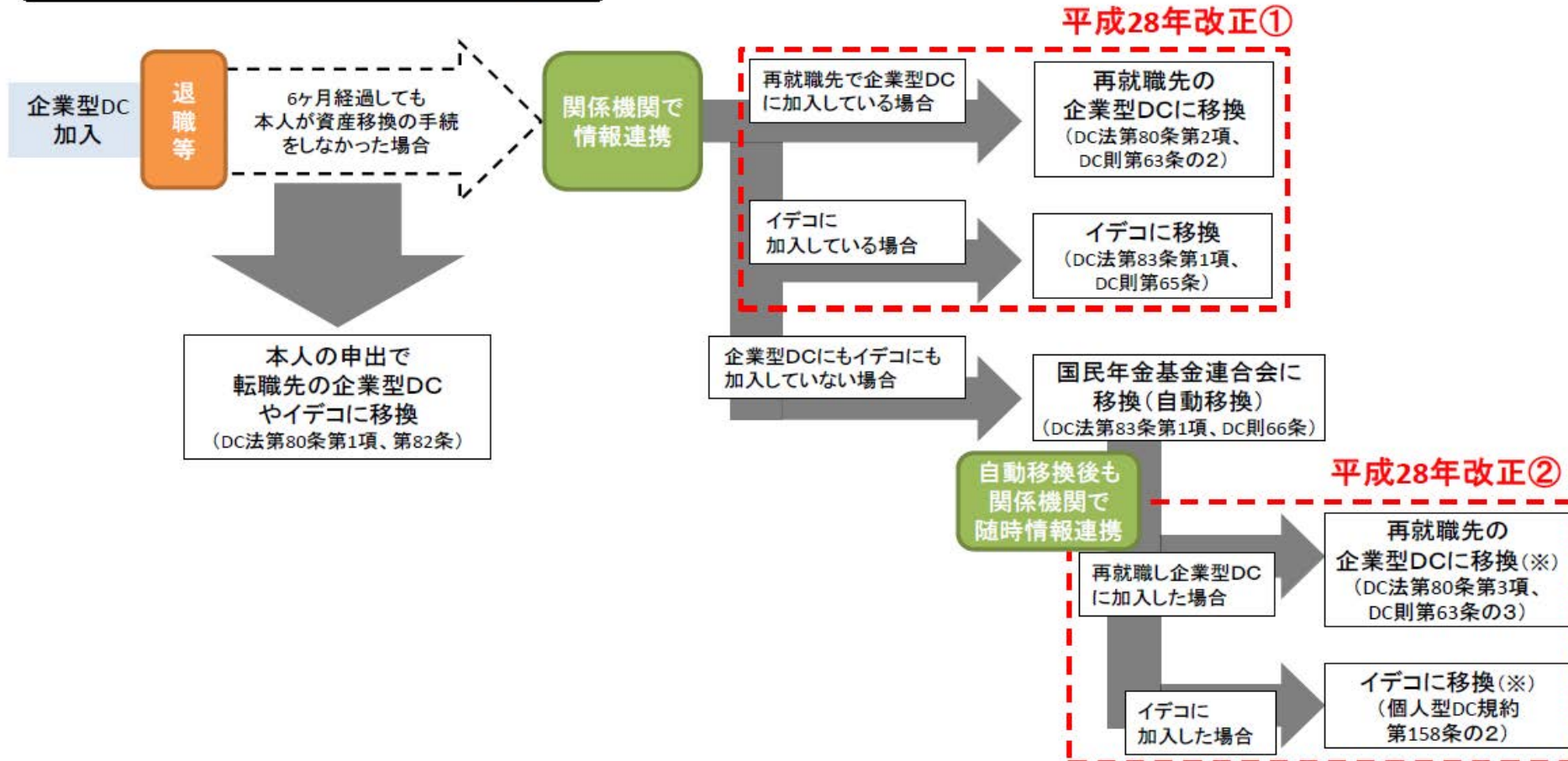


老齢給付金・脱退一時金

		(単位：件)	2019.3末	2020.3末	2021.3末	2022.3末	2023.3末
老齢給付金 件数	年金		23,232	25,114	27,117	29,940	32,771
	一時金		62,828	71,537	74,074	76,189	80,511
		(単位：万円)					
老 齢 給 付 金	全体金額	年金	1,645,065	1,747,612	1,847,311	2,079,682	2,288,548
		一時金	28,789,751	32,869,495	34,384,389	36,093,897	37,227,822
	1件あたり 金額	年金	71	70	68	69	70
		一時金	458	459	464	474	462
		(単位：件)					
脱退一時金	件数		5,233	5,308	5,577	6,082	8,850
		(単位：万円)					
脱退一時金	全体金額		2,722	2,627	2,915	3,407	97,136
	1件あたり 金額		0.52	0.49	0.52	0.56	10.98

現状のDCにおける自動移換の仕組み（法令上の整理）

企業型DC加入資格喪失後の流れ



(※)自動移換後の移換に関する根拠規定については、本人申出なく再就職先の企業型DCやイデコに移換する場合の規定。

自動移換の現状

2024年3月31日現在

自動移換者（管理資産額）：72万1,951人（3,094億5,100万円）

* 資産額0円を含む自動移換者 1,286,955人

ご参考 2023年3月末
 iDeCo加入者 239万人 約2.2兆円
 iDeCo運用指図者 79万人 約1.4兆円

2023年度の状況

	人数・件数	該当資産額
①新規自動移換者	15万6,642人	636億2,600万円
②企業型・個人型移換戻し件数	5万0,803人	338億2,600万円
③死亡一時金件数	717件	10億2,200万円
④脱退一時金件数	1,277件	2億8,400万円
⑤70歳裁定件数	1件	100万円
⑥自動移換者増加	10万3,894件	275億5,400万円

法改正にむけて昨年から議論開始

厚生労働省 企業年金・個人年金部会では令和5年4月から令和6年2月まで4回のヒアリングと8回の議論を下記の視点から実施。

・視点1

様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援する制度の構築

(→加入可能要件、拠出限度額、受給方法などの拠出時・給付時の仕組み等)

・視点2

制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多く活用していただくことができる環境の整備

(→制度のわかりやすさ、手続等の簡素化、中小企業における普及促進、周知広報等)

・視点3

制度の運営状況を検証・見直し、資産形成をより促進するための環境整備

(→投資教育・指定運用方法の検証、自動移換対策、従来の制度改正で提起された議論等)

資産運用立国実現プラン アセットオーナーシップの改革 概要

(令和5年12月13日 内閣官房 資産運用立国分科会取りまとめ)

4. アセットオーナーシップの改革

● アセットオーナー・プリンシプルの策定 (2024年夏目途)

※ アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドなど幅広いが、共通して求められる役割として、運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則を策定。

● 企業年金の改革

- ・ 確定給付企業年金 (DB) について、加入者の最善の利益を達成するため、運用委託先の定期的な評価、必要に応じて運用力次第で委託先を変えるなどの見直しを促進
- ・ 小規模DBが企業年金連合会の共同運用事業を活用できるよう、選択肢拡大を含め、事業の発展等に向けた取組を促進
- ・ 企業型確定拠出年金 (DC) において、労使合意に基づき指定運用方法の投資性商品への変更や運用商品の商品構成の改善など運用方法の適切な選択がなされるよう、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化、継続投資教育、取組事例の横展開等の取組を促進
- ・ 企業年金 (DB・DC) について、厚生労働省が情報を集約・公表することも含めて、運用状況等を含む情報の他社と比較できる見える化を行う

(出所) 資産運用立国実現プラン本文より厚労省作成

社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理（抄） （令和6年3月28日）

1 DB・DC共通の論点

（1）加入者のための見える化の充実について

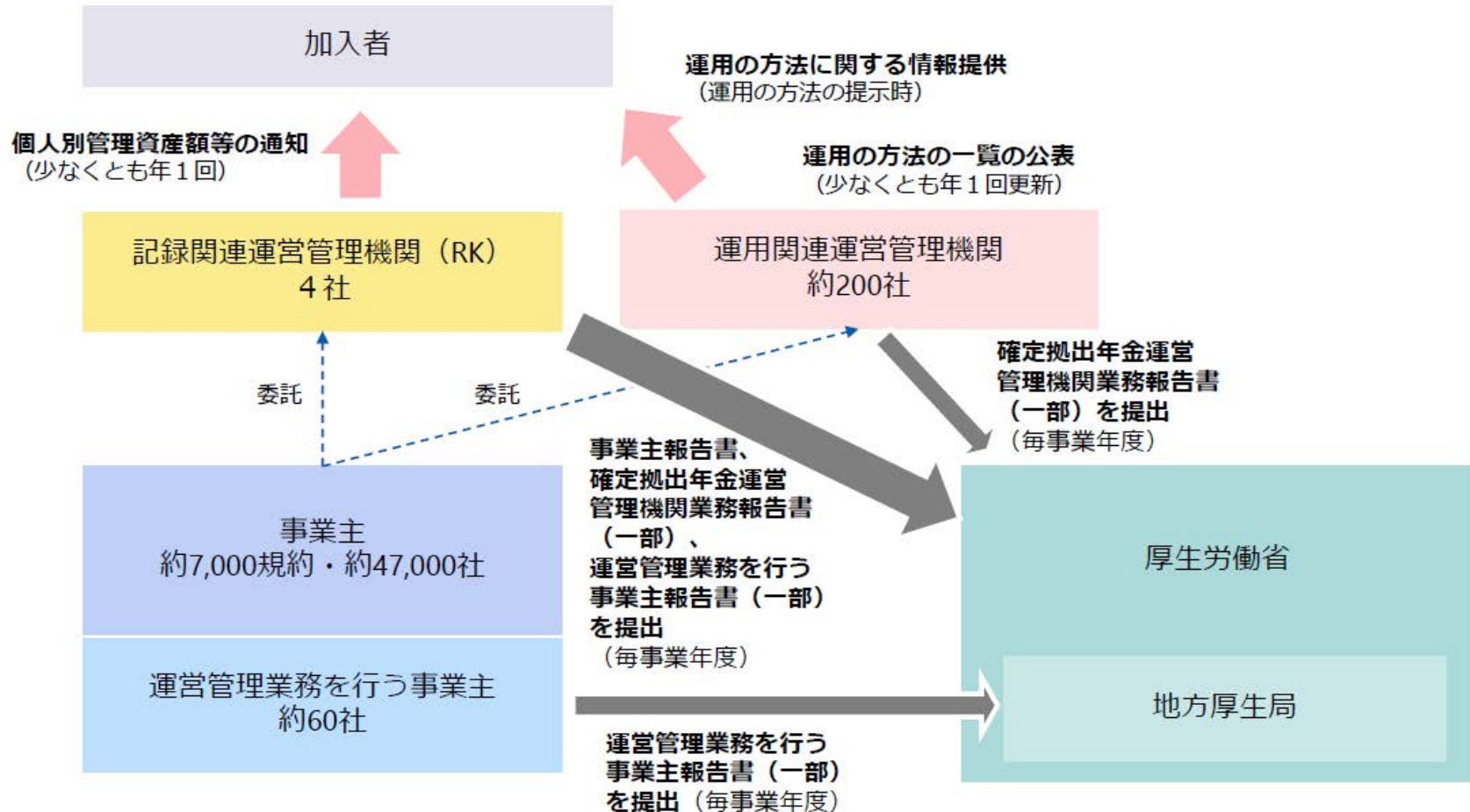
- DB・DC共通の見える化について、企業年金制度の趣旨を踏まえれば、受託者責任の観点が重要であり一義的には加入者、受給者のために行われるべきである。
- そうした観点から、加入者のための見える化の充実については、
（略）
 - ・ 企業年金は労使合意に基づいて決定された労働条件でもあり、人事・報酬戦略を含めたそれぞれの制度の前提や運営方針、状況も異なる中で、加入者にとって真に必要な、有益な情報は何か、他社との比較を行う目的は何かを適切に整理した上で、開示の是非と要否を検討する必要があるのではないかと
 - ・ 海外での事例も参考にしつつ、投資教育の観点も踏まえながら、分かりやすい情報発信ができる仕組みを考えるべきという意見があった。

3 DC制度の環境整備

（2）DCの加入者のための運用の見える化

- DCについて、既に加入者本人や受給者に対しての情報開示は制度として位置づけられている。また、事業主や運営管理機関から厚生労働省への報告も行われている。
- DCの更なる見える化については、
 - ・ 現在の報告書を取りまとめ、厚生労働省において数字を開示してはどうか
 - ・ 事業主が個別に対応を行うのではなく、運用商品の選定責任を負っている運営管理機関が主体となって対応すべき
 - ・ 各企業年金の運用商品のラインナップや信託報酬について厚生労働省のサイトで一般に公開すべきではないかといった意見があった。

企業型DCにおける主な情報提供・報告書の流れ



出所：第34回社会保障審議会企業年金・個人年金部会2024年4月24日

事業年度ごとに提出されている報告書の主な項目

事業主報告書	確定拠出年金運営管理機関業務報告書	
1. 企業型年金規約に係る承認番号	1. 企業型年金の運営管理業務の受託数	13. 運用の方法に係る情報の提供の内容
2. 厚生年金適用事業所の名称	2. 受託業務ごとの加入者等の人数	14. 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置（個人型年金）の実施状況
3. 事業年度	3. 簡易型企業年金を定めた規約の数及び当該規約に基づき企業型年金を実施する事業主の数	15. 指定運用方法の選定及び提示の状況
4. 企業型年金加入者等の状況	4. マッチング拠出の数及び当該規約に基づき企業型年金を実施する事業主の数	16. 当該事業年度内に除外された運用の方法の状況
5. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の状況	5. 企業型年金加入者及び個人型年金加入者に係る掛金の状況	17. 個人別管理資産が連合会に移換された者への通知の件数等
6. 返還資産額の状況	6. 企業型年金加入者（簡易企業型年金の企業型年金加入者を含む。）に係る掛金の状況	18. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況
7. 個人別管理資産の状況	7. 簡易企業型年金の企業型年金加入者に係る掛金の状況	19. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況
8. 指定運用方法の状況	8. 加入者等に係る運用の状況	20. 年齢及び企業型年金加入者掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況
9. 企業型年金加入者の資格を喪失した者の状況	9. 給付の状況	21. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況
	10. 加入者等が行った運用の指図の内容の資産管理機関又は連合会への通知の件数	22. 年齢及び掛金額ごとの個人型年金加入者の人数の状況
	11. 給付を受ける権利の裁定の件数	23. 個人別管理資産等の移受換状況
	12. 加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況	

出所：第34回社会保障審議会企業年金・個人年金部会2024年4月24日

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）

Ⅶ. 資産運用立国の推進

(5) 企業年金・個人年金の改革

② 企業型確定拠出年金(DC)の改革

DCについて、指定運用方法の投資性商品への変更や運用商品の商品構成の改善など運営管理機関・事業主・加入者本人の各段階において運用の方法の適切な選択がなされるよう、関係者と連携し、継続投資教育、取組事例の横展開等の取組を促進する等の方策を講じる。その際、元本確保型商品を指定運用方法に選択している場合には、物価が上昇する市場環境下では実質的な購買力を確保できない可能性があることについて、丁寧に加入者に説明するとともに、必要に応じて運用商品の構成の見直しを行うよう、事業主に促す。

また、事業主ごとの指定運用方法や運用商品の構成、運用状況等を含む情報を他社と比較できる見える化(情報開示)を行うため、厚生労働省がこれらの情報を集約し公表する等の取組を行うこととし、次期年金制度改正に併せて所要の措置を講じる。その他、特に若年層の年金不安が解消されるよう、拠出・運用・給付の各段階を通じた包括的な見直しについて検討を進める。

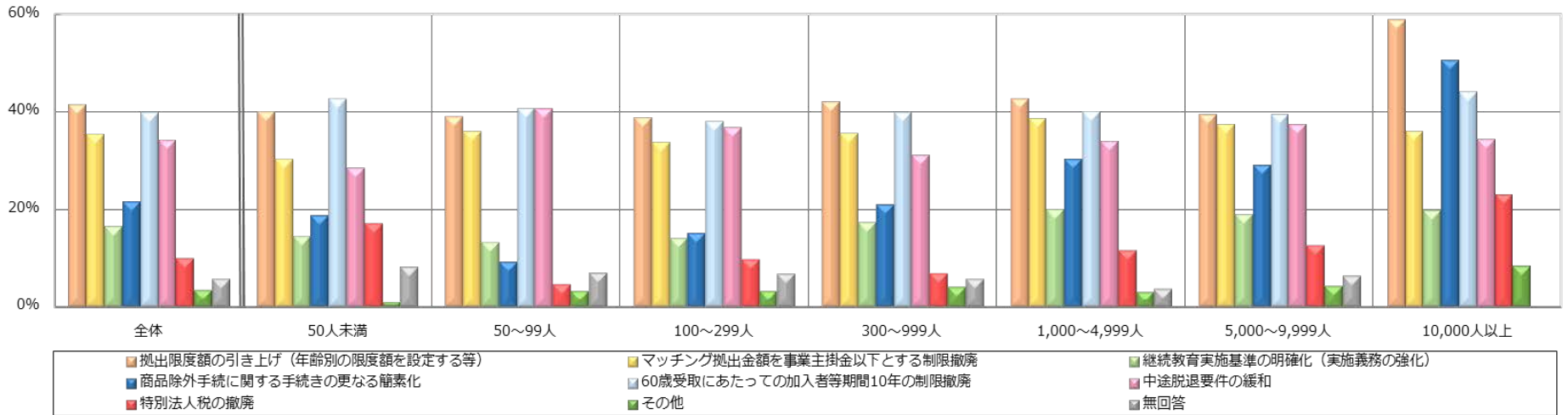
③ 個人型確定拠出年金(iDeCo)の改革

iDeCo制度は、加入した個人自らが定めた掛金額を拠出・運用するものであり、中間層を中心とする層で活用され、家計の資産所得の増加に貢献している。老後に向けた家計の資産形成の更なる環境整備を進めていくため、年末にかけて議論される予定の年金改革の中で、iDeCoについては、加入可能年齢の上限の引上げのみならず、資産形成の必要性に応じた拠出限度額の引上げ、NISAの普及も踏まえた制度の分かりやすさや加入者の手続の簡素化等の利便性向上を追求する等、大胆な改革を検討し、結論を得る。

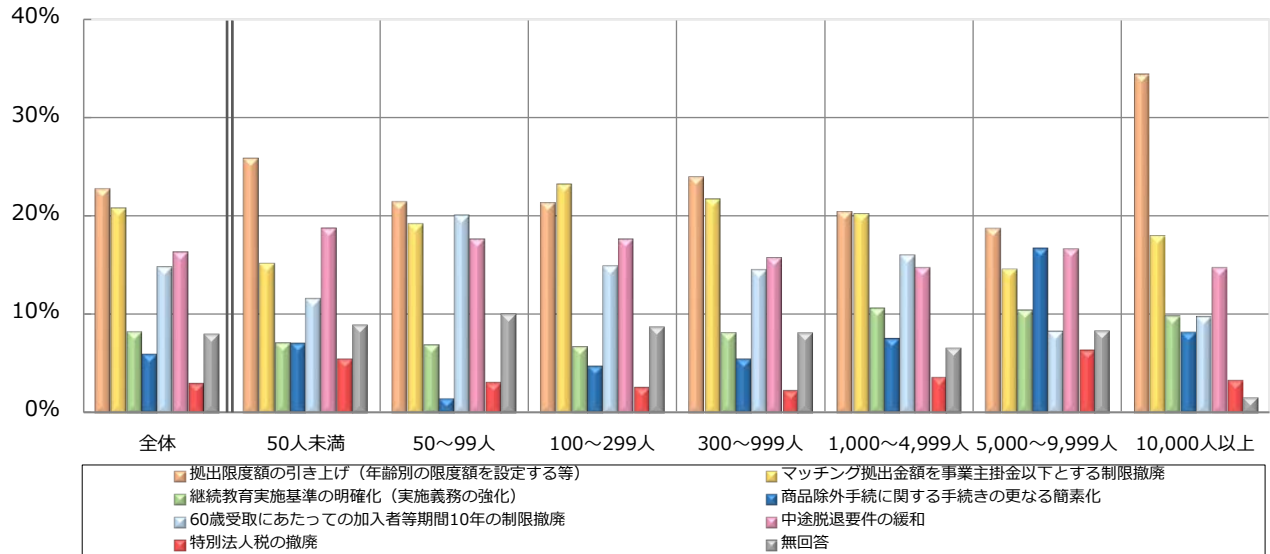
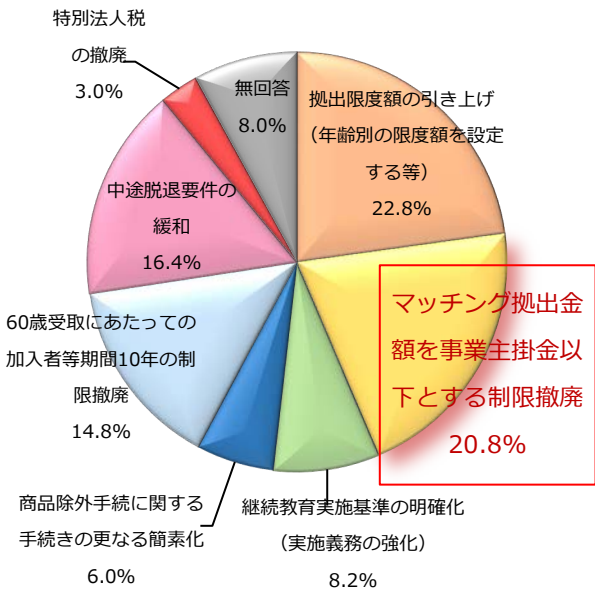
④ 私的年金の更なる普及促進

J-FLECにおいて、年金教育の関係者が同機構に参画することを含め、関係省庁等と連携し、DC実施企業を含む職域での従業員向け教育の支援(講師派遣事業)、企業年金やiDeCoを含む私的年金に関する広報活動を政府横断的に展開していく。

■ 今後の法令等の改正について希望するもの (MA)



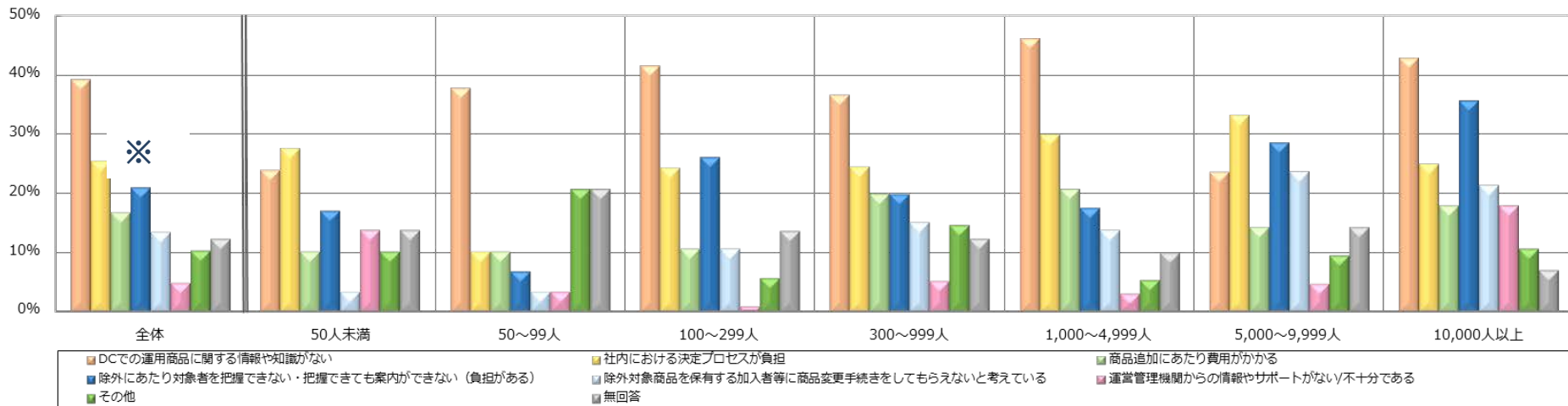
■ 今後の法令等の改正について最も重要と思うもの (SA)



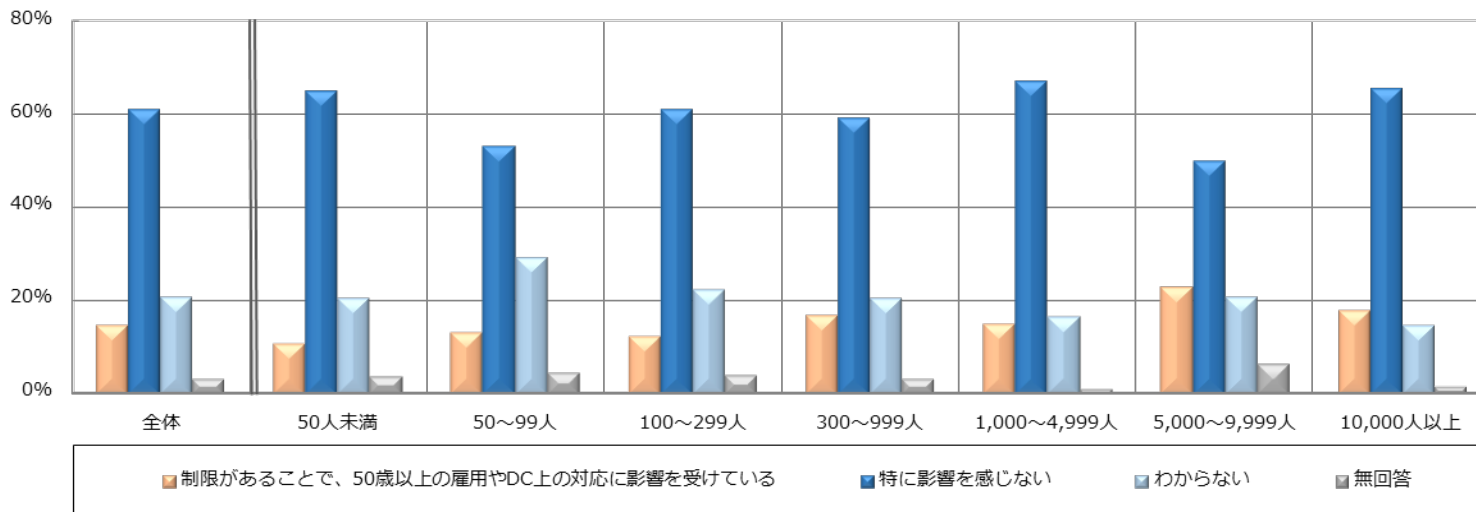
出所：特定非営利活動法人 確定拠出年金教育協会 企業型DC担当者意識調査2024

■ 商品ラインナップの見直しにおいて課題と感じたこと (MA)

※前提設問にて「見直した結果、追加・除外を行った（行う予定）」「見直した結果、追加・除外は行わなかった」を選択した512社の担当者への回答。



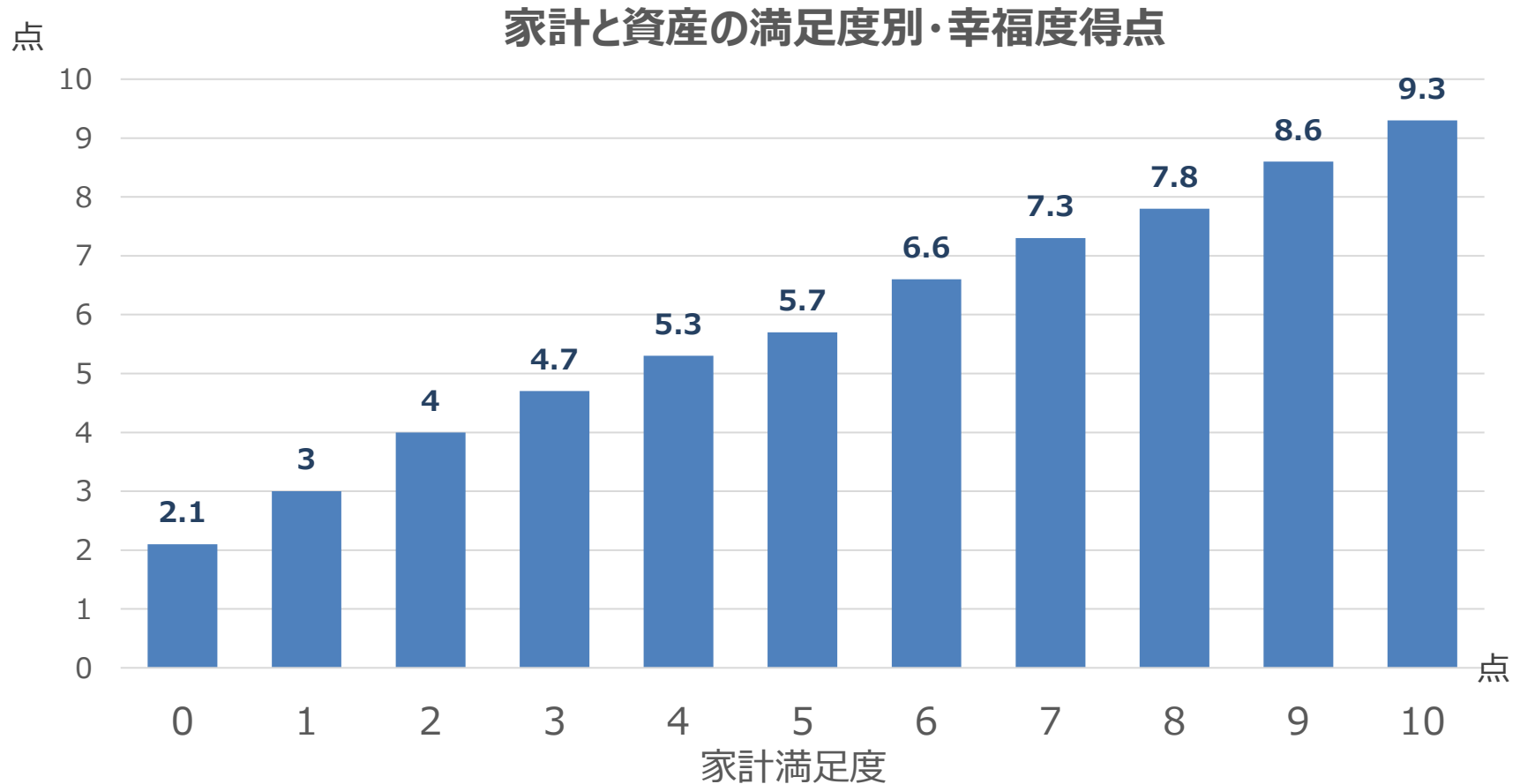
■ DC制度内容・運営状況・検討課題／加入者等期間10年での60歳受取制限について (SA)



※

除外商品保有者情報が現在は個人情報として事業主に提供されていない。制度運営上必要な情報として事業主が取得できれば、除外商品保有者個人に対して他の商品への指図変更や手続きを行わなかった場合のデメリットなどの案内をタイムリーにコスト安く何回でも行うことができる。

幸福度は「家計満足度」と比例

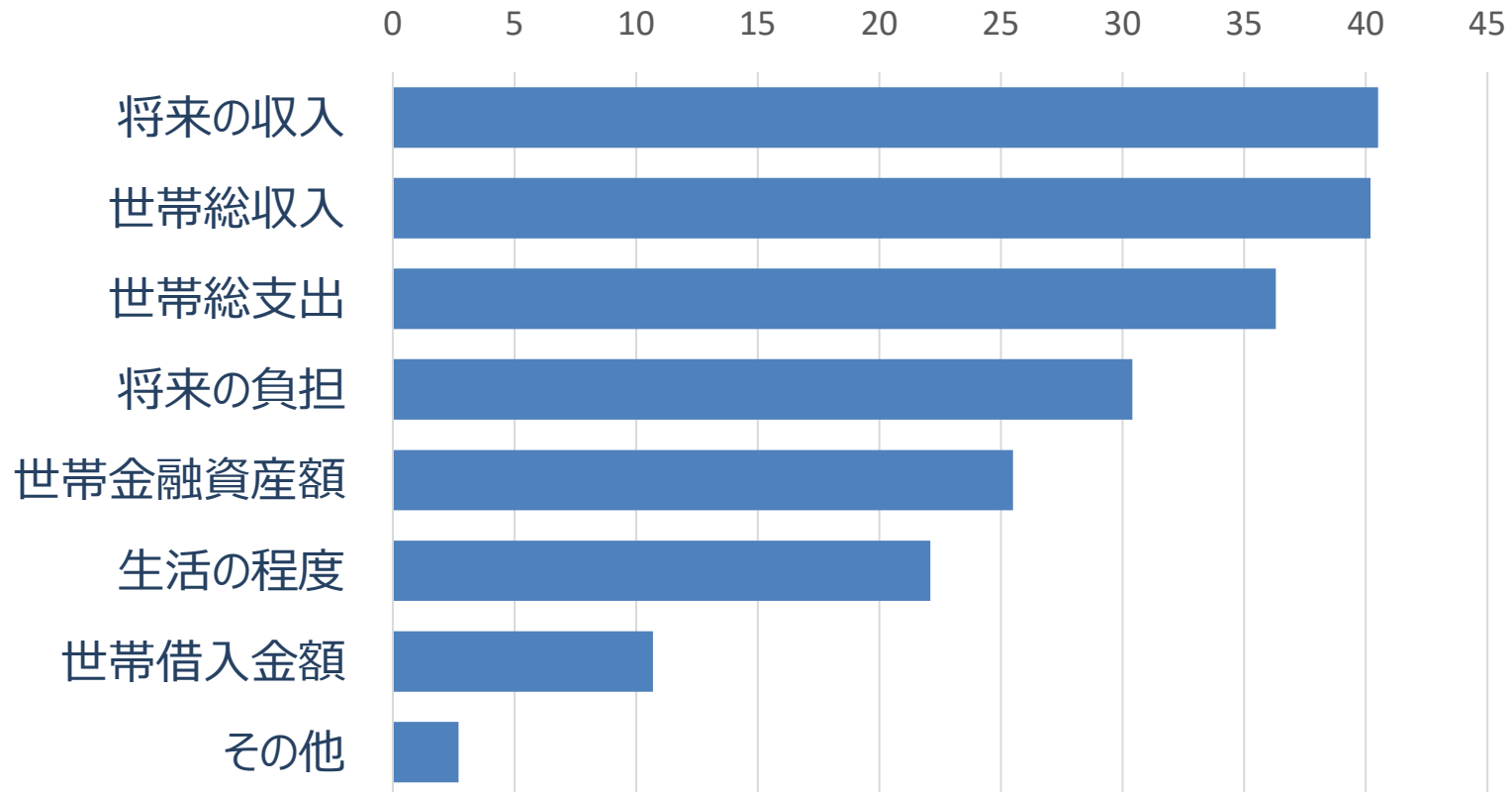


注：家計満足度は家計と資産の満足度について0点（全く満足していない）から10点（非常に満足している）までの回答を集計

出所：第一生命経済研究所「第12回ライフデザインに関する調査」2023年3月

「家計満足度」の主な要因

家計満足に影響する要因

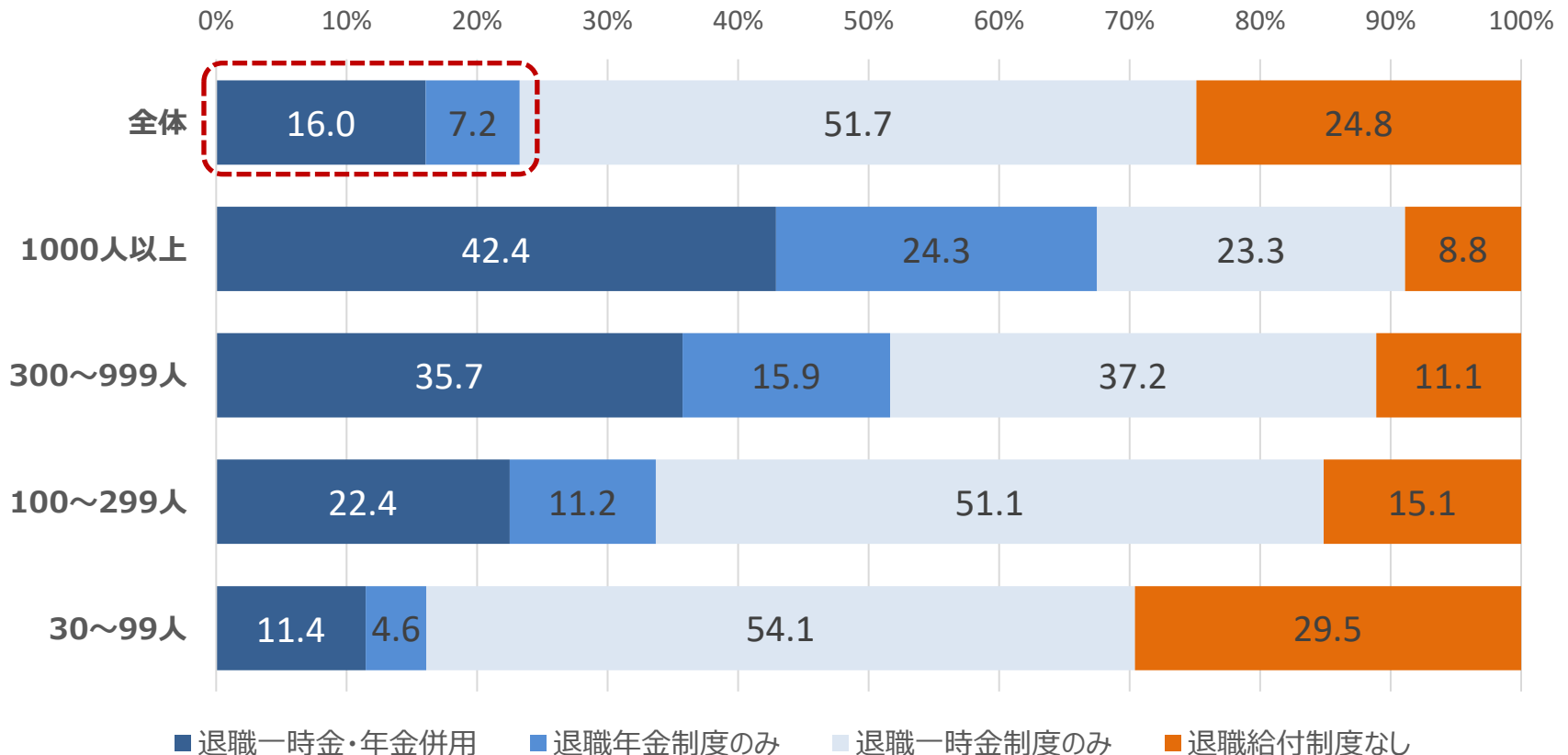


出所：第一生命経済研究所「第12回ライフデザインに関する調査」2023年3月

私的年金は老後収入の柱

年金形式で受け取れる退職金制度がある企業は23%

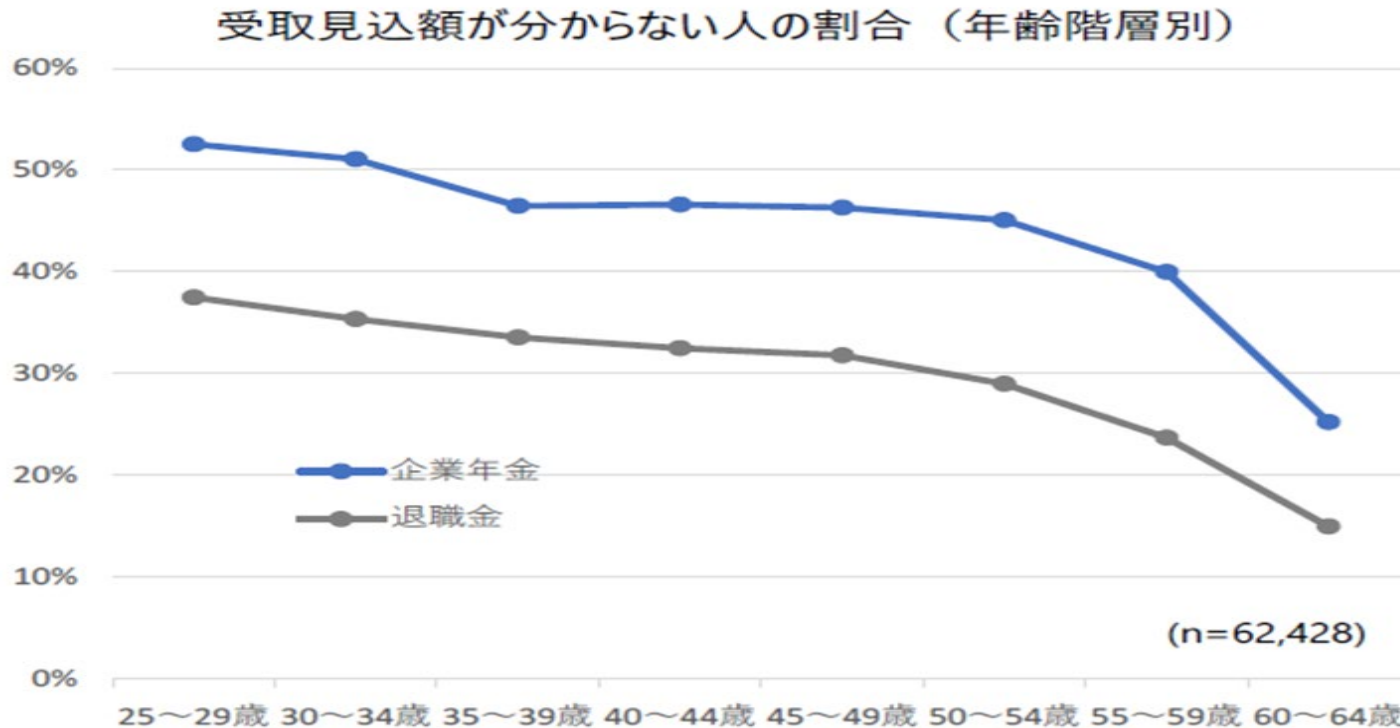
退職給付（一時金・年金）制度の有無



厚生労働省「就労条件総合調査」令和5年をもとに作成

退職金・特に企業年金の認識は薄い

退職金の受け取り見込み額がわからないままの人が多い

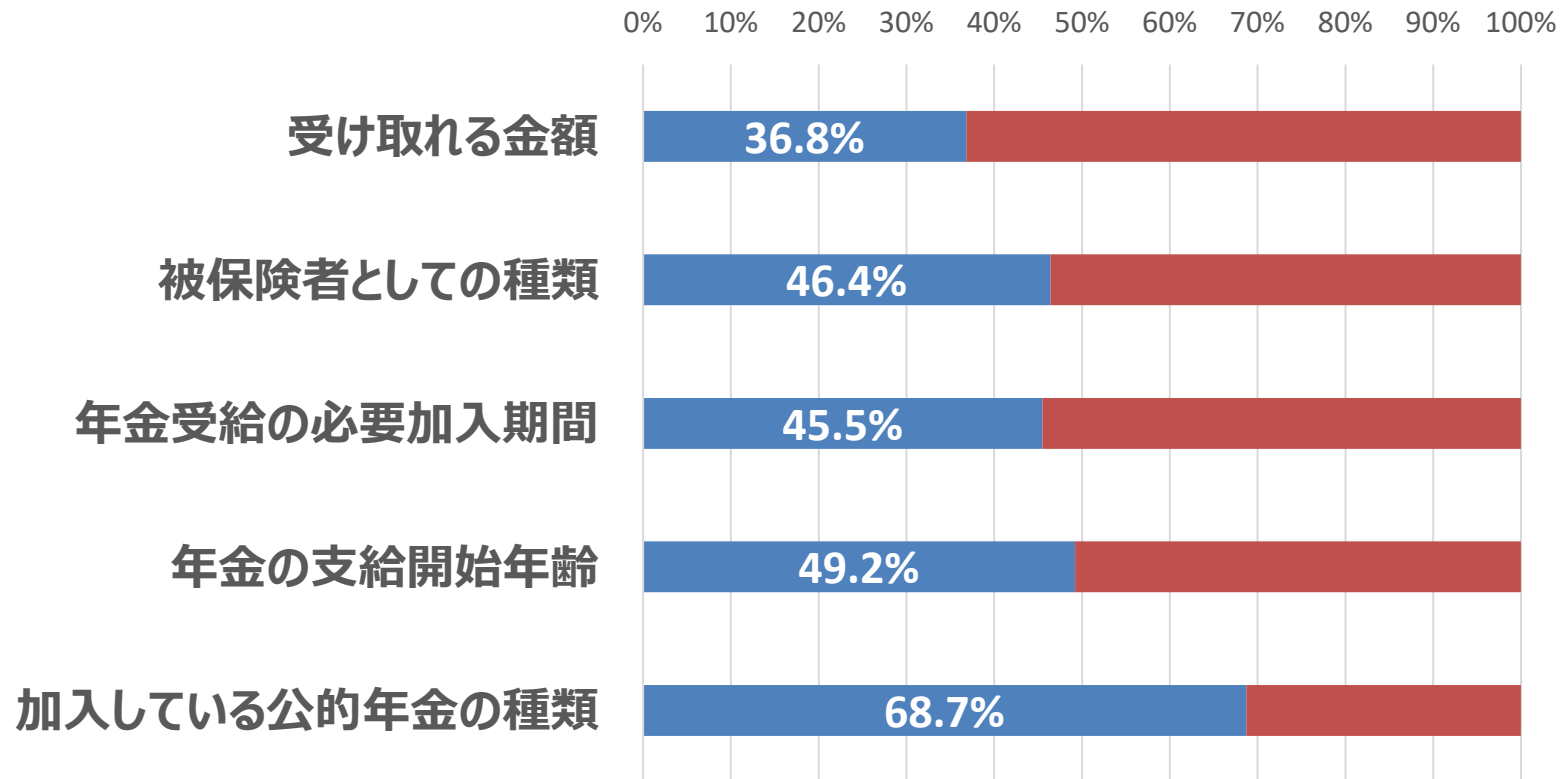


出所：野村総合研究所「積立に関するアンケート調査（2020年3月）」
民間企業の会社員（契約社員・派遣社員を含む）、公務員等62,428人を対象に調査

公的年金も知らないケースは多い

50代の公的年金に関する理解

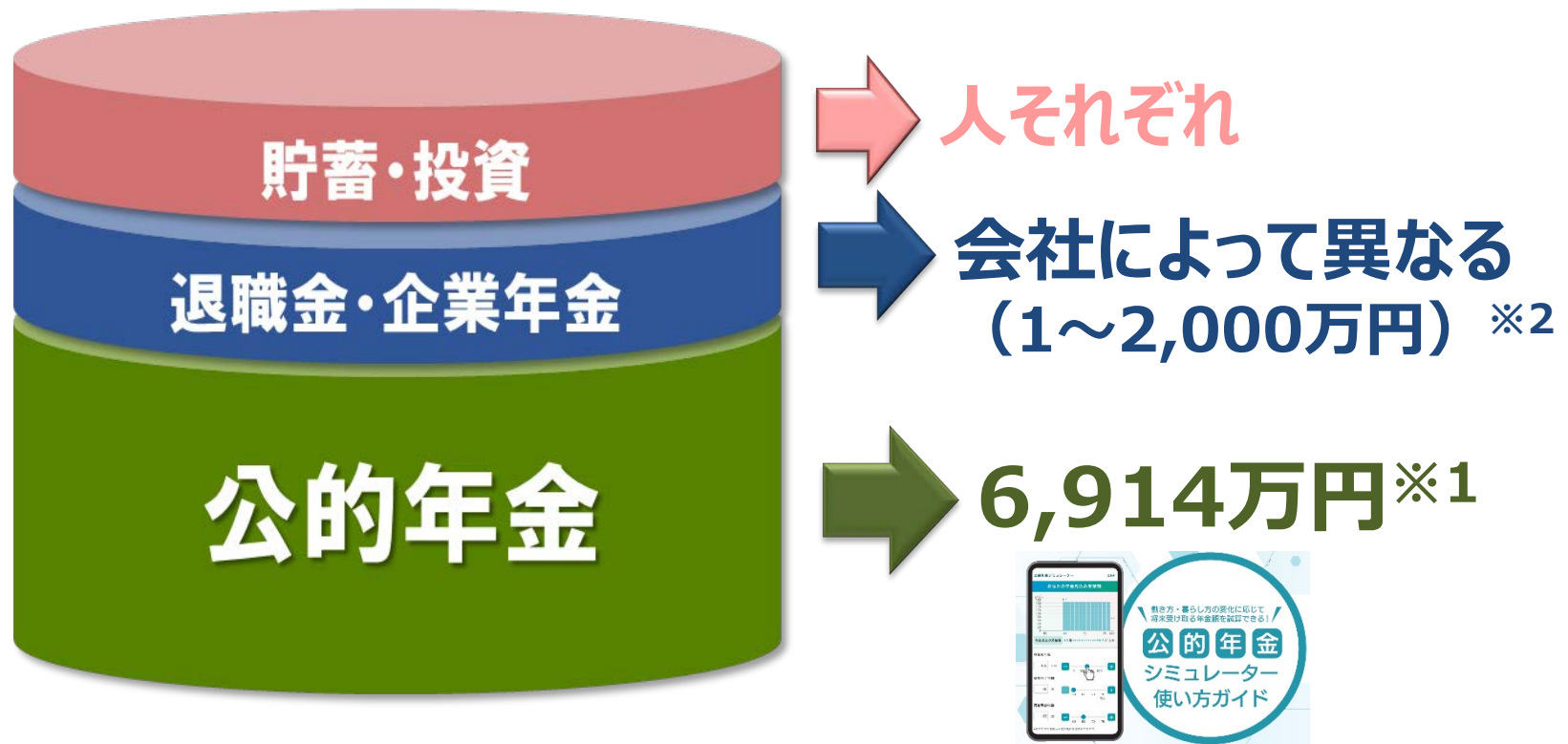
■ 知っている ■ 知らない



(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」2021年

老後への備えとしてあるものを見える化

公的年金が最大の土台！



※1 公的年金は平均的な収入（平均標準報酬＝賞与含む月額換算43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準（令和6年度）を25年間受け取った場合の額

※2 退職金・企業年金は大企業平均2,000万円、中堅企業1,000万円（厚生労働省、東京都産業労働局労働相談情報センターのデータより）

企業年金の見える化

第29回社会保障審議会企業年金・個人年金部会2023年11月13日資料1
加入者のための企業年金の見える化」

第9回企業年金・個人年金部会
令和元年11月8日 参考資料1から抜粋

- 確定給付企業年金(DB)については、従来型の給付設計では資産残高を示すことが困難なものもあるが、個人ごとの仮想の積立金を積み立てていくような給付設計の場合などでは個々人の資産残高を計算することは可能である。
- DB、企業型確定拠出年金(企業型DC)、退職金などをあわせて個人別に通知している例もある。

例1

所属コード 従業員番号 氏名	ALLTRN 502004682 ハンコウジュウキョウイン イダシ 様	支払(給与引当り)保険員合計	月給 53,200円 半年給 31,960円 年給 10,300円
老後の備え			
制度名	加入有無	仮想個人 勘定残高	基準年月日
確定給付年金	ご加入	403,800円	2012/01/16
制度名	加入有無	個人別 管理資産額	基準年月日
確定拠出年金	ご加入	5,900円	2012/01/16
制度名		ポイント累計額	基準年月日
退職一時金制度		1,500,000円	2012/01/16

1. データのメンテナンスは、商品別に異なりますので、各商品の「基準年月日」にご留意ください。
2. 当該制度に加入されたかいないかを記録しておりますのでご留意ください。
3. 確定拠出年金については、個人情報提供に同意されている場合、個人別管理資産額が***と表示しております。

例2

給与支払明細票			
給与		退職金 (毎年4月累積、1ポイント(P)=1万円)	
給与総額	*****	退職金ポイント	定年 ()内は自己都合
基本給	*****	退職一時金(P)	**** (***)
〇〇手当	*****	CB年金(P)	**** (***)
社会保険料・税		DC年金	
控除額計		*****	当月末時点
社会 保険料	厚生年金保険料	*****	DC会社拠出
	健康保険料	*****	*****
	介護保険料	*****	DC従業員拠出
税	所得税	*****	*****
	住民税	*****	*****
現金支給額(円)		*****	

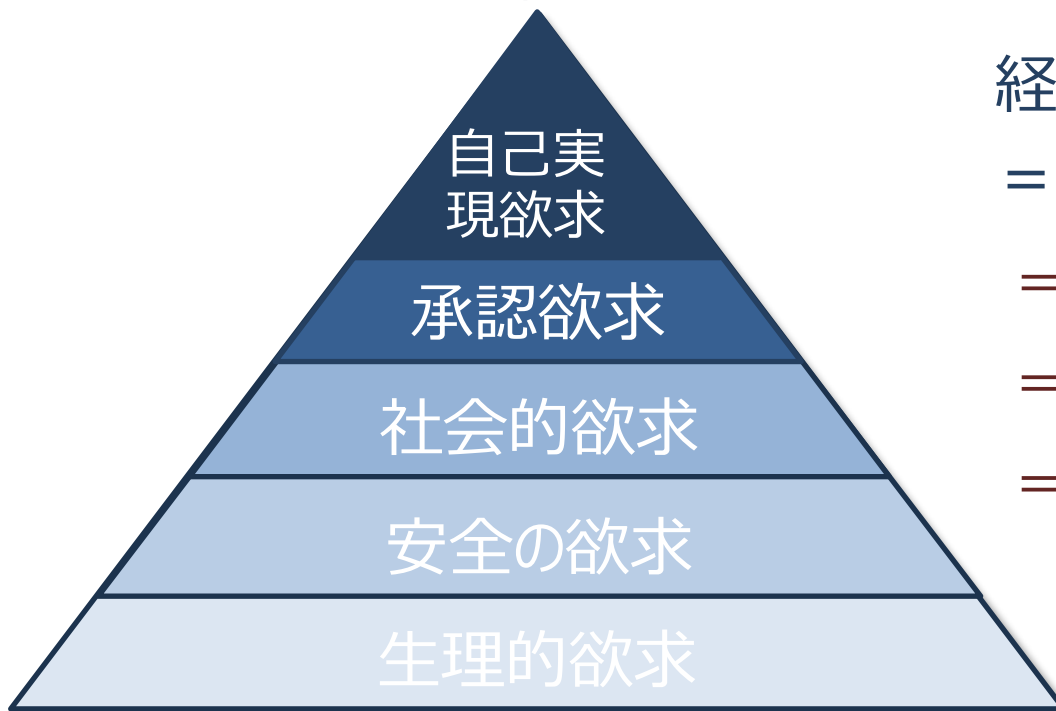
企業のイントラネットでの表示例。
基準年月日におけるDBの仮想個人勘定残高、DCの個人別管理資産額、退職一時金制度のポイント累計額を表示。

給与支払明細書の例。
給与や社会保険料・税のほか、退職金やキャッシュバランスプランのポイント残高、DCの個人別管理資産の額等を表示。

人事戦略上、企業型DCの重要は増す

在籍中に継続的に行う加入者への情報提供・コミュニケーションは、福利厚生認知を高め社員に安心感と余裕を生み出す存在に

マズローの5段階欲求説



経済的に不安がない

= Financial Well-being

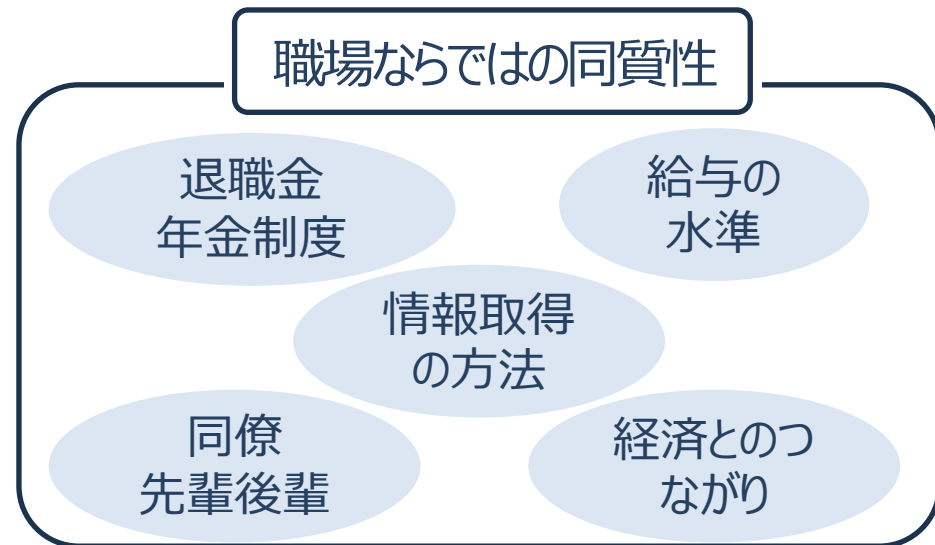
⇒前向きに働ける

⇒チャレンジングな行動・多様な発想

⇒生産性向上

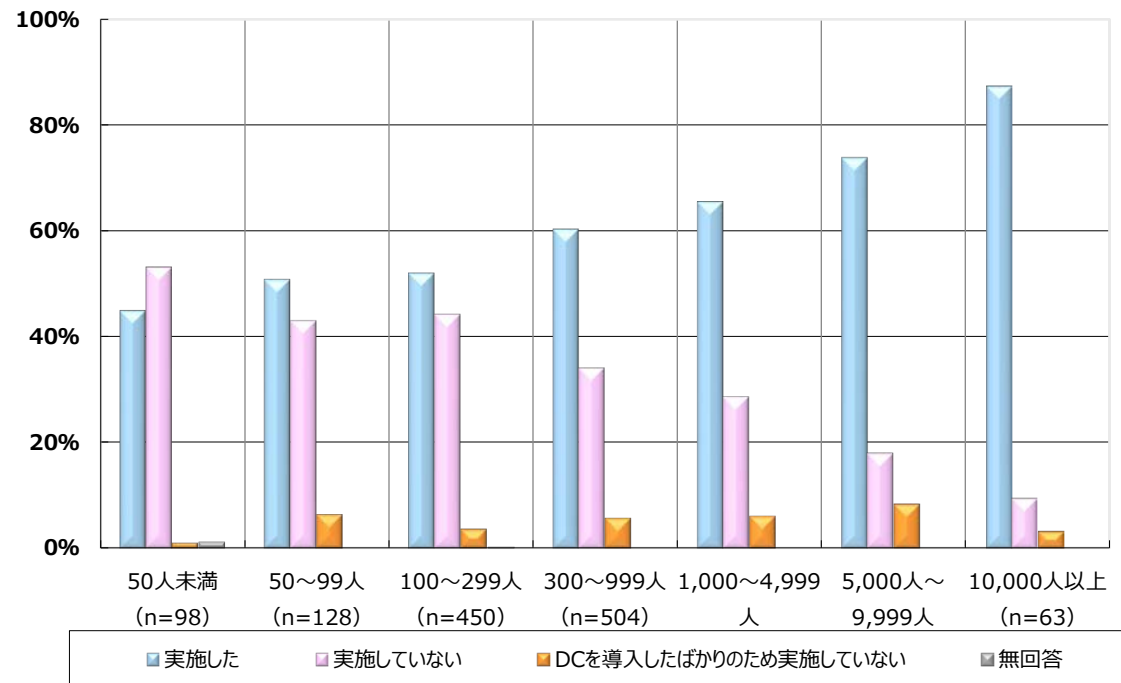
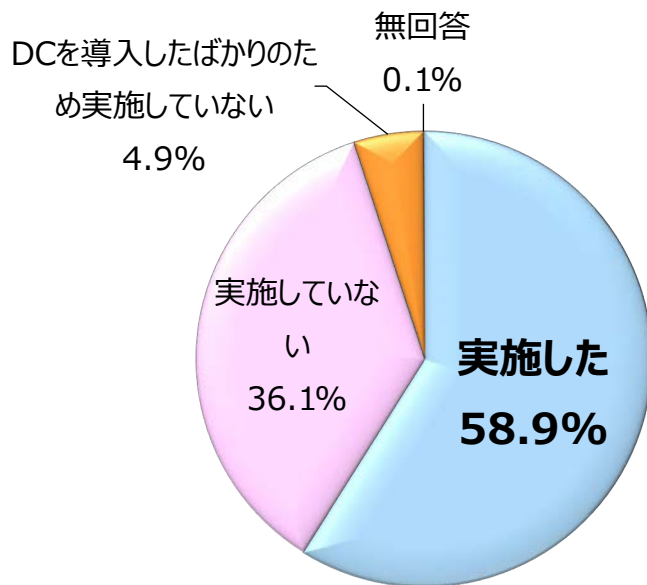
職場だからできる情報提供

- 必修・必須を活用して「誰も取り残さない」
- 効果的な教育に欠かせない「加入者目線」の情報
 - 自分ごととして理解（行動）できる具体的な情報



継続教育は加入者に届いてこそ①

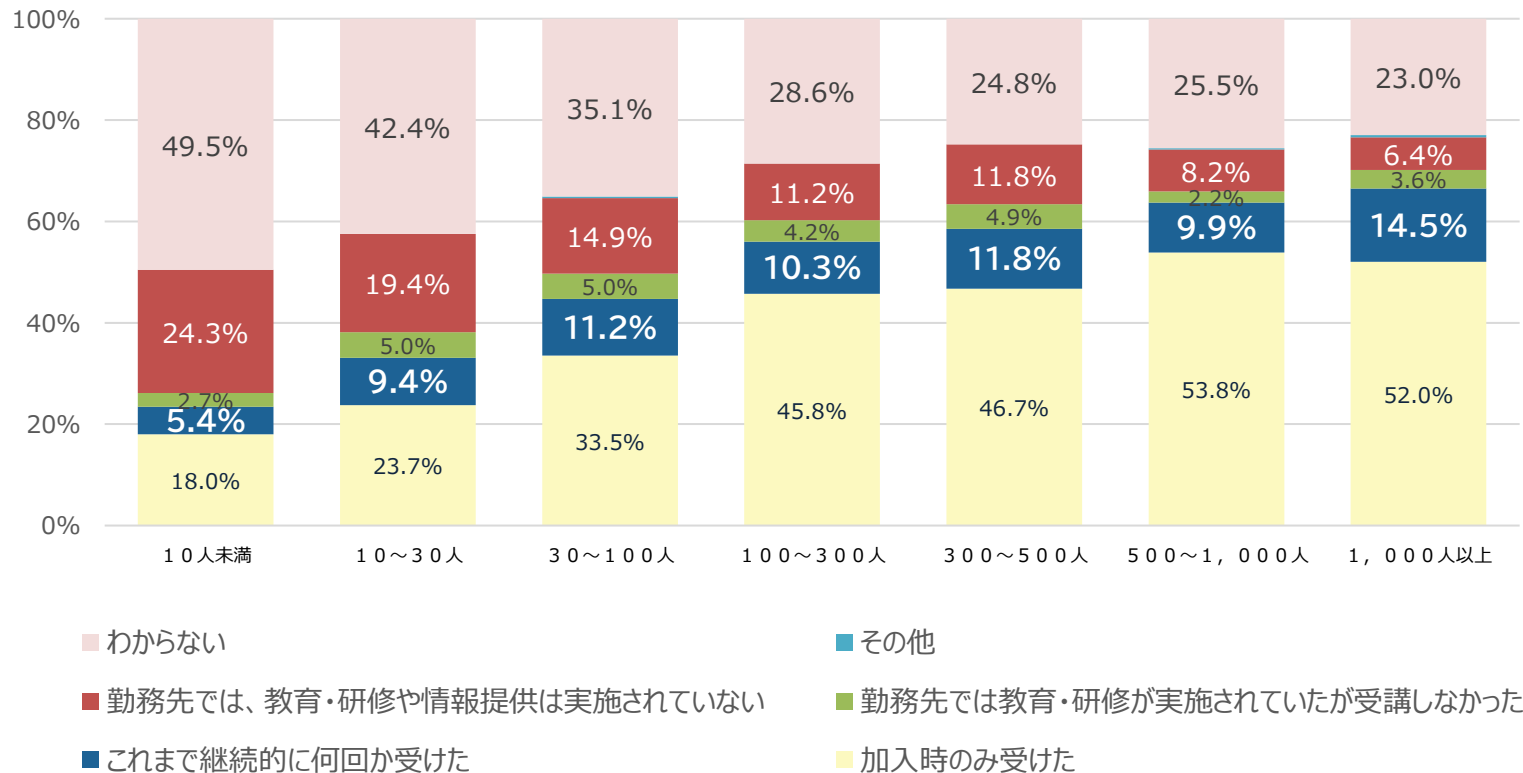
Q.過去3年に継続教育を実施しましたか



出所：特定非営利活動法人確定拠出年金教育協会 企業型確定拠出年金（DC）担当者の意識調査2023

継続教育は加入者に届いてこそ②

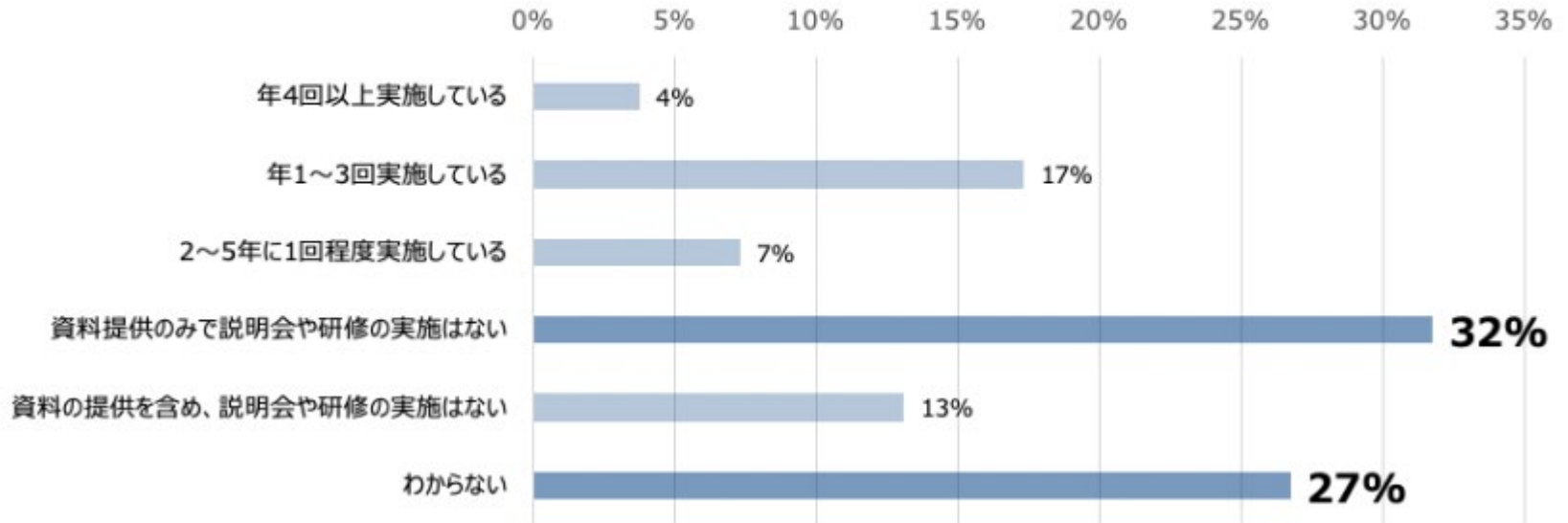
**Q.確定拠出年金（DC）制度に関して、
会社や企業年金基金が主催する教育・研修を受けましたか
または会社などから資料の配布を含めて何らかの情報提供を受けましたか**



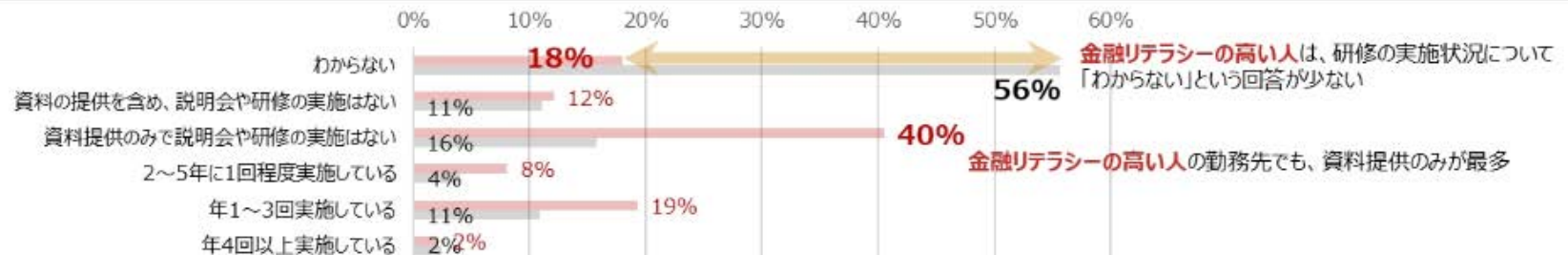
出所：年金シニアプラン総合研究機構「日本における老後のための資産形成に向けた基礎的条件に関する研究会」 2021年5月調査
企業型DCに加入していると回答した3,350人に質問

継続教育は加入者に届いてこそ③

福利厚生制度の研修の実施状況 (n=10,772 単回答)

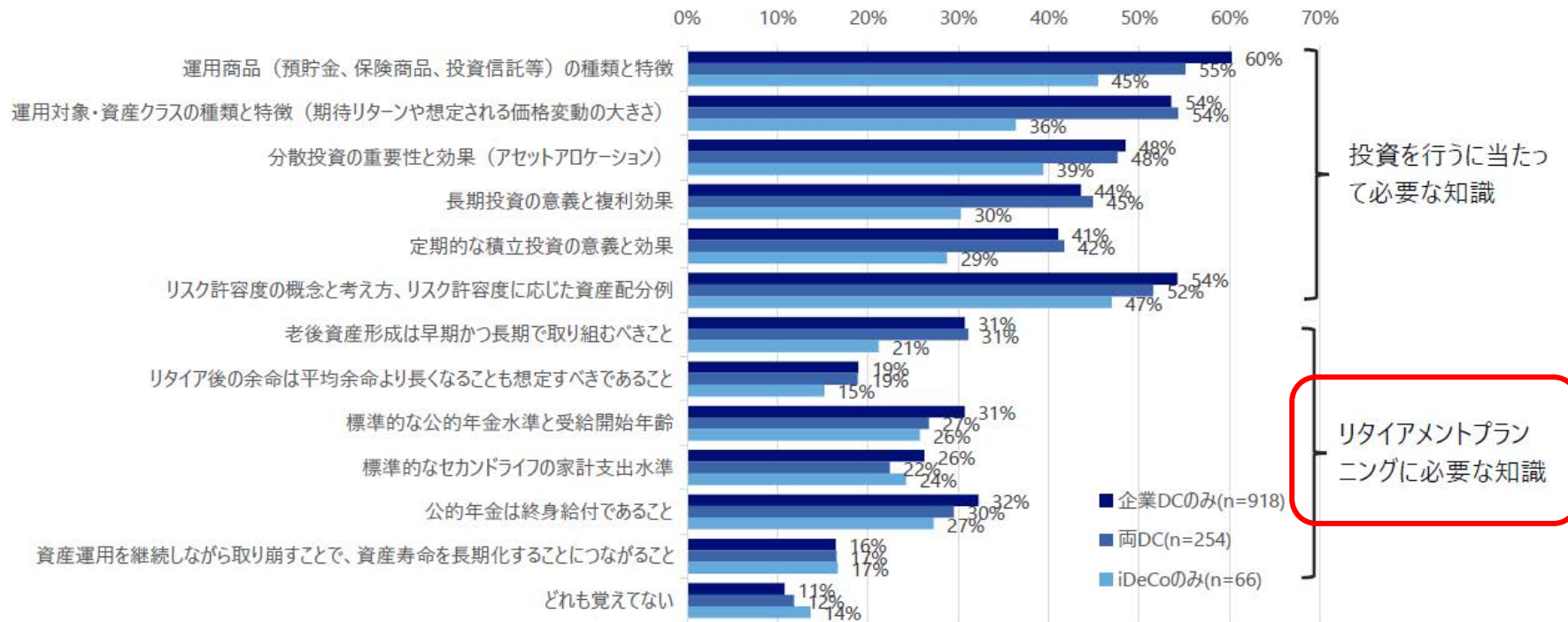


勤務先で提供される福利厚生制度の研修の実施状況 (n=2,878 単回答)



受け取りに関する情報の強化が必要

確定拠出年金制度に関する投資教育として教わった内容は？（投資教育を受けたことがあると回答した人、複数回答可）



出所：株式会社野村総合研究所 金子久「確定拠出年金出口調査 2023 アンケート調査結果」

50～59歳までの間にフルタイム勤務が8年以上の人60～64歳の企業型DCあり（1488名）・iDeCo加入経験あり（332名）両方の加入経験あり（409名）の中で「投資教育を受けたことがある」と回答した人への設問

受け取りに関する情報とは

• 受け取り方の選択に関する情報提供

DCの見える化（退職時） —退職等により資格を喪失した加入者への情報提供—

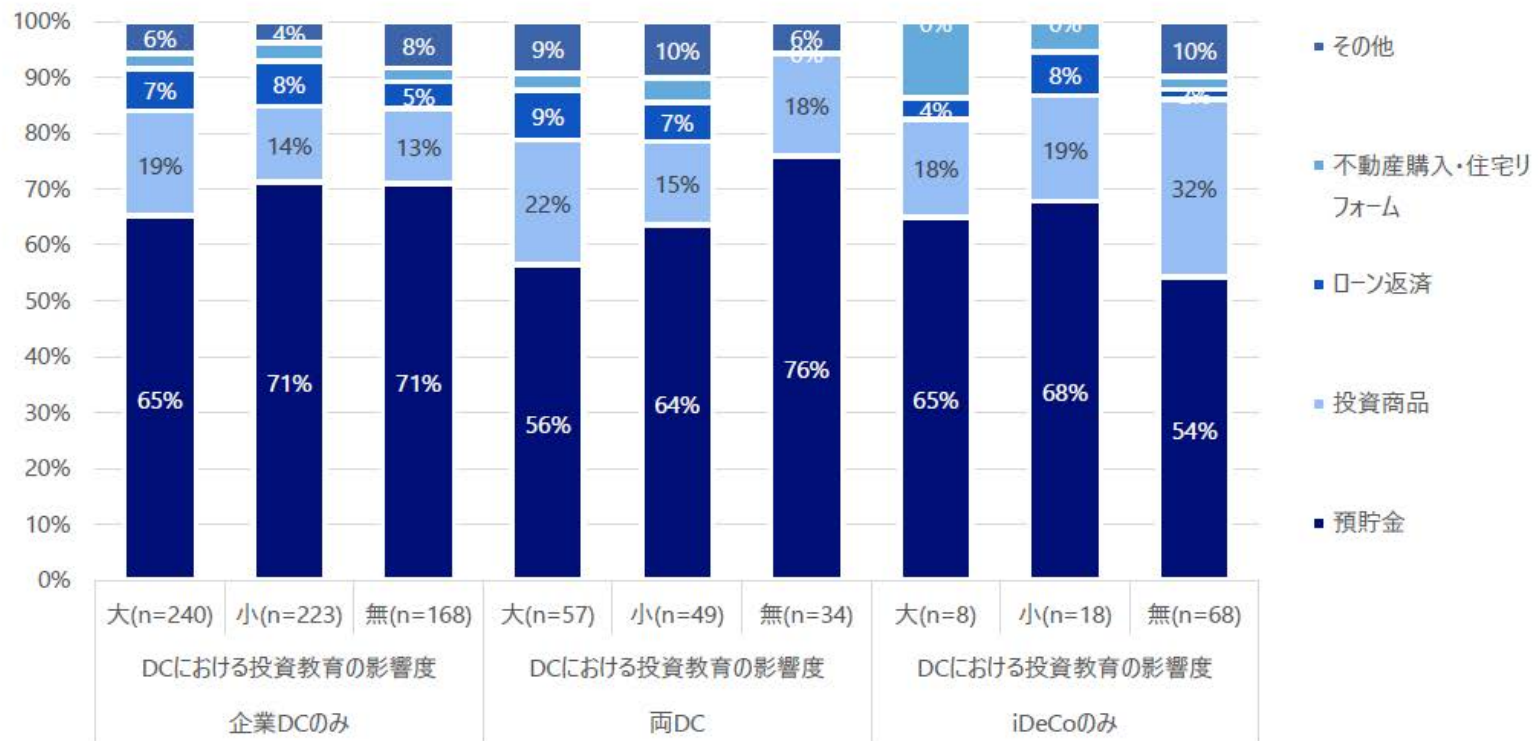
- 事業主は定年退職者に対して、老齢給付金の請求手続等について、十分に説明を行うべきであるとされている。
(法第22条、確定拠出年金Q&A No.116)

Q&Aには説明を行うべき内容として、以下が例示されている

- ・裁定請求は自らが行わなければならないこと
- ・受取方法（受給開始年齢・受給方法等）
- ・給付時の税の取り扱い
- ・自ら最低請求を行わなかった場合の取り扱い(75歳自動裁定)
- ・企業型と個人型確定拠出年金と同時に加入していた場合は、それぞれのRKで管理している記録を合算して、請求要件の認定に用いること

懸念される一時金受け取り後の実態

一時金として受け取った確定拠出年金資産の使い道 全額一時金として受給した人の平均



注) 「iDeCoのみ」経験者の投資教育の影響度が「大」きいグループと「小」さいのサンプル数が少ない点に注意が必要。また「iDeCoのみ」経験者の中で投資教育の影響度が「無」いグループは加入時期が2017年以降に偏るなど、加入時期について他のグループとの違いが大きいため、比較の際には特に注意が必要である。

出所：株式会社野村総合研究所 金子久「確定拠出年金出口調査 2023 アンケート調査結果」

中途退職時の説明

6か月以内に移換するための情報提供

移換の選択肢

- ・転職先の企業型DC または DB
- ・iDeCo（イデコナビの右記リーフレットをご活用ください）
- ・企業年金連合会
- ・資産が少額等の場合は脱退一時金

☆プラスα
 将来の給付（一時金の場合）
 に備えて
 退職一時金を受け取る方には
 「退職所得の源泉徴収票」を
 大切に保管するよう案内

移換期限

資格喪失の翌月から6か月以内

自動移換となった場合のデメリット

資産運用ができないため資産を殖やすことができない。

自動移換になる時、自動移換中、その後企業型や個人型へ戻す際も手数料がかかる
 通算加入者等算入期間が10年に満たず60歳になっても受け取り出来ない可能性がある

手数料名称	金額	収納主体	手数料の用途
管理手数料（月額）	52円（月次） ※年額換算624円	特定運営管理機関	自動移換者原簿管理、手続勘契文書送付等
新規自動移換時手数料	3,300円（回）	特定運営管理機関	自動移換者データの受入、移換通知書送付、入金管理等
	1,048円（回）	国民年金基金連合会	個人別管理資産の移受換、記録管理、手数料徴収等
企業型又は個人型への移換に係る手数料	1,100円（回）	特定運営管理機関	移換通知書の作成、振込指図、原簿の引継等

最後に・・・

ぜひ、加入者目線で情報提供を

1. タイミングに合わせて！
2. 知らなかった時の自分を思い出し
必要な情報をコンパクトに！
3. 継続できるしくみを！



ご清聴ありがとうございました。

